

学生生活の手引き

Campus Life Guide

〔2025年度 入学者用〕



新潟産業大学
Niigata Sangyo University

学生生活の手引き

基本事項

学生生活の心得、学生証と学籍番号	2
事務局の業務内容と事務取扱時間	3
学費納入、学生への連絡等	4
問い合わせ・呼び出し、遺失物	5
証明書の発行と届け出・願い出	6
ガイダンスについて	8

修学関係

授業について	10
試験について	13
成績について	16
その他 学習支援について	17
学籍異動について	18

キャンパスライフ

通学	22
学生割引証、アルバイト	23
ロッカーの使用、 高等教育の修学支援新制度	24
奨学金制度	25
教育ローン、貸付・融資制度	26
学生相談	27
カウンセリングの利用、 各種ハラスメント等の相談	28
学友会、校友会	29
一人暮らし、国民年金	30
災害時の備え	31
悪徳商法のトラブル、 携帯電話のトラブル	32
クレジットカード・電子マネーなどのトラブル、 政治活動・宗教活動	33
トラブル回避の方法	34

健康管理

健康管理について、 医務室の利用、定期健康診断、 健康診断証明書の発行	36
校医紹介、病気やケガをしたら、 健康保険証について	37
夜間、休日の急病の時には	38

学生保険	39
薬物乱用の防止	40
感染症について、 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、 大学への連絡等について	41
健康に関する情報、大学生の飲酒、 たばこ	42

国際交流

国際化に目を向けて	44
中国短期留学	46
韓国短期留学	47
オーストラリア短期留学	48

就職活動

就職担当からのアドバイス、 就職相談は就職課へ	50
1年次からの主な就職活動の流れ	51

大学施設

図書館	54
コンピュータ実習室	55
大学契約アパート、 学生食堂・学生ラウンジ	56
構内案内図（兼 災害時避難経路図）	57

課外活動

課外活動団体、 学友会・学生行事实行委員会	62
公認部	62
サークル	68

規程等

学生の留学に関する規程	72
学生の長期留学に伴う 継続履修に関する規程	73
キャンパスコンピュータネットワーク 利用に関するガイドライン	74
学友会会則	75
部活動・サークル細則	79
年譜	83
校歌	84
柏崎市内主要機関一覧	85

基本事項



学生生活の心得

4月になり、新しい学生生活がスタートします。よくマスコミ等は「大学生は自由だ」と取り上げますが、この「大学生の自由」とはいったい何なのか考えてみてください。

「社会」は、たくさんの人間が生活する共同体です。それぞれが自由気ままな考えをし、行動をとってはいけません。そこには、おのずから良識に基づく一定の規律があり、一人の人間としての道徳心（moral）が必要です。この社会的規律と道徳心の上になって、初めて「自由である」喜びを感じることができると言えるでしょう。

また、この「自由」の裏側には、必ず「責任

という言葉が隠れていることも忘れてはなりません。大学生として、大人としての責任感のもとに自分なりに行動し、大きく羽ばたいてください。

大学生活という限られた時間と空間のなかで、いかに人格を磨き、いかに探究をし、いかに友と語り合うか……今後のあなた自身が決めることです。



学生証と学籍番号

学生証

学生証は、みなさんが本学学生であることを証明するものです。従って、登校時には勿論のこと、外出する際にも常に携帯しなければなりません。

次の場合、特に提示が求められます。

- ①定期試験を受けるとき（必ず学生証を机の上に置いて受験しなければなりません）。
- ②各種証明書・学割等の発行を受けるとき。
- ③図書館・コンピュータ実習室およびその他の施設を利用するとき。
- ④通学定期券及び学割によって乗車船券を購入するとき。
- ⑤学園ゾーン路線バス利用登録を行ない、バス通学するとき。
- ⑥その他、本学教職員に提示を求められたとき。

勿論、他人に貸与または譲渡することを禁じています。また、もし紛失した場合は、直ちに学務課へ連絡してください。

学生証の再交付は、3ヶ月以内に撮影した写真1枚（縦3cm×横2.4cm）と手数料を添えて学務課に申し込んでください。

学生証の有効期間は卒業日までです。学生証は、退学、除籍等により学籍を失った場合は、直ちに返還しなければなりません。

学籍番号

学生証に記載されている7桁の数字はみなさんの学生番号であり、桁によってそれぞれ意味があります。

学籍番号は、入学時から卒業時まで変わることなく、学内での諸手続き等に必ず必要な番号ですから、正確に覚えてください。

25 X X 001

入 学 年 度	学 部	学 科	個 人 番 号
------------------	--------	--------	------------------

事務局の業務内容と事務取扱時間

事務局においての学生の皆さんに関わる業務内容と事務取扱時間については、下記のようになっています。学生生活が、充実したすばらしいものとなるよう、職員一同、

バックアップしていきたいと思っています。気軽に窓口を尋ねてください。

課・室 名	業 務 内 容
総 務 課	・大学全体の文書の収受・発送、施設設備の維持管理、警備、防災管理など ・学納金の徴収や、その他大学の予算・決算に関する事務 ・図書館、電算施設、研究所に関する事務
入 試 課	・入学試験に関する事務
地域連携センター 事務室	・地域連携事業に関する事務 ・生涯学習事業に関する事務 ・ボランティア受付、地域への派遣等の諸業務
学 務 課	・科目履修、試験、成績等に関する事務 ・休学、退学、復学及び卒業に関する事務 ・在学、成績、卒業等の諸証明に関する事務 ・課外活動、学友会活動、奨学金、通学、アルバイトなど学生生活全般に関する事務
国際センター事務室	・留学生の学習及び生活指導に関する事務 ・海外短期留学、国際交流に関する事務
就 職 課	・就職に関する事務 ・就職ガイダンスの実施、個別進路指導、企業開拓、斡旋に関する事務 ・資格等取得対策講座・検定試験の運用に関する事務
医 務 室	・定期健康診断、病気・怪我の応急処置 ・健康に関する相談等
学生募集広報部	・学生募集に関する事務 ・大学広報に関する事務

※図書館や電算施設に関しては、「図書館」「コンピュータ実習室」の項参照

事務取扱時間

- ・月～金 9：00～18：00
- ・土日、祝日は事務取扱を行わない。
- ・夏季、冬季、春季休業中の事務取扱時間は、原則 9：00～17：30 とする。（詳細は別途掲示します。）

学 費 納 入

本学学納金は、下記期間中に、年額を分割して所定額を納入する制度をとっています。

春季納期 4月1日～ 4月20日

秋季納期 10月1日～10月20日

納入方法は、保証人宛に本学所定の振込用

紙を送付しますので、最寄りの銀行から本学指定の金融機関へ振り込んでください。

学納金（ただし、入学金は除く）

種 類	金 額	備考
授 業 料	660,000 円	年額
施 設 設 備 資 金	170,000 円	同上
教 育 充 実 費	170,000 円	同上

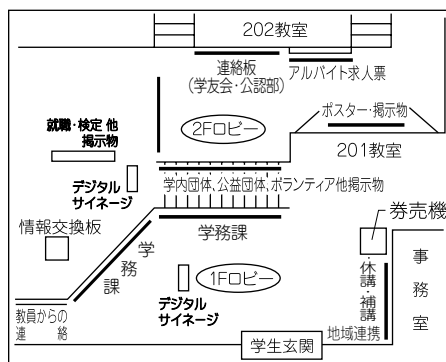
延納手続きについて

家庭の事情等で学納金が全額納入できない場合は、納期内（上記参照）に、学務課へ申し出て、学納金 10 万円以上の納入と「延納願」の提出により、学長が許可した場合、分納することが認められます。再三の督促にもかかわらず学納金の滞納を続けた場合は、学則により除籍処分となりますので十分注意してください。詳細については、学務課へお尋ねください。

学生への連絡等

大学からの学生に対する連絡は原則掲示やポータルサイトによって行なわれます。学生の皆さんは、登下校の際には必ず掲示板・ポータルサイトを見ることを習慣としてください。

「掲示やポータルサイトを見なかった」「一度見ただけでその後の内容に変更があったことを知らなかった」などと言って後で窓口に来る学生がいます。注意してください。



※会社説明会や就職行事関係の掲示板は A 号館 1 階です。

携帯メールアドレス登録

【G mail 登録】

このGmail 登録により休講・補講情報などが受信できるようになります。

Gmail アプリへの学生用メールアドレスの設定方法については以下のとおりです。

1. スマートフォン (iPhone は App Store、Android は Google Play など) に Gmail アプリをダウンロードします。
2. Gmail アプリを開きます。
3. メニューをタップします。
4. アカウントのアドレスをタップします。
5. [アカウントの管理]、[アカウントの追加] の順にタップします。

6. 大学から配布されたユーザー名 (xxx@st.nsu.ac.jp) とパスワードを入力します。

【LINE 登録】

学務課では、学生生活相談等簡易な連絡方法として、LINE を利用しています。希望者は、友達申請してください。ただし、留学生は LINE または We Chat を必ず登録してください。LINE ID は、[nsugakusei] です。



LINE



We Chat

問い合わせ・呼び出し

「今日の△△先生の講義は休講ですか？……」

「友達の〇〇君を呼び出してほしいんですが……」

こんな電話がかかってくることがあります。

す。電話による問い合わせ、呼び出し、伝言、電話の取り次ぎは緊急の場合以外は一切行いません。

なお、緊急の場合には、まずその旨を伝えてください。

遺失物

学内での遺失物は、学務課に集められ保管されています。貴重品 (サイフ、キャッシュカード、携帯電話等) については、窓口に申し出てください。貴重品以外は、陳列ケースの中に保管してありますので自由に見ることが出来ます。遺失に気がついたらすぐ引き取りに来てください。

なお、自分の持ち物には名前を書きましょう。

注意

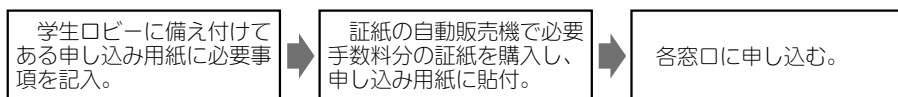
学内の遺失物で、持ち主が分かる場合、学生の携帯電話に電話をかけて連絡しています。しかし、番号を変えても変更を学務課に届け出ていない学生がいます。

携帯電話の番号やメールアドレスを変更した場合は速やかに学務課に届け出ましょう！

証明書の発行と届け出・願い出

各種証明書の発行と届出や願い出は下表のとおりです。

証明書の申し込み方法【取り扱い時間 9:00～18:00(長期休暇期間は 17:30)】



証明書	事 例	発行窓口	証明書発行手数料 その他の注意事項	発行日
在学証明書	各種資格試験受験の際、請求があった。	学 務 課	200 円 (ただし、英文証明書は 400 円)	当日発行 (15 時までの申し込みは 16 時以降発行)
成績証明書	就職活動等で成績証明書が必要になった。			
卒業証明書	卒業後、本学を卒業したことを証明する必要ができた。			
卒業見込証明書	就職活動等で卒業見込証明書が必要になった。			
健康診断証明書	就職活動等で健康診断書が必要になった。	医 務 室	200円 (発行できない場合や、発行に時間がかかる場合があります。健康診断証明書の発行の項(P36)を確認してください。)	
学校学生生徒 旅客運賃割引証 (学割)	・就職活動やゼミの研究調査で遠くに出かける。 ・部で遠征試合に出かける。 ・帰省する際に学割を使いたい。	学 務 課	無料 (片道100kmを超える区間の場合に有効。詳細は学生割引証の項を参照のこと) ※1回4枚まで	翌日発行
通学証明書	JRの通学定期乗車券を購入するにあたり証明書が必要になった。		無料 直接学務課窓口に申し込んでください。	
学生証再交付	・学生証を無くしてしまった！ ・氏名等内容が変更になった ・有効期限を更新する		500円 写真(縦3cm×横2.4cm)を1枚添付のうえ直接学務課窓口に申し込んでください。	
仮学生証	定期試験を受けるには学生証が必要なのにアパートに忘れてしまった！		300 円 当日の試験にのみ有効。	即時発行
駐車許可証	自動車・バイクで通学するので大学構内への入構、駐車を許可してほしい。		自動車登録：200 円 (車両通学専用証紙) バイク登録：100 円 (バイク通学専用証紙) バス登録：17,000 円 (バス登録専用証紙) ※4 月中に申請に関する掲示を行うので確認すること。(P22 を参照のこと)	
バス登録証 (シール)	駅－大学間の路線バスを利用したい。			
推薦書	就職活動等で推薦状を提出することになった。	就 職 課	200 円	翌日発行
履歴書	就職活動用の履歴書が欲しい		200 円 (履歴書専用証紙)	即時配布

証明書	事 例	発行窓口	証明書発行手数料 その他の注意事項	発行日
ID・パスワード 再発行	学内ネットワークに接続するための ID・パスワードを紛失、忘失した。	図書館	500 円	翌日発行
学納金納入 証明書	保証人の諸手続きで必要になった。	総務課	200 円	翌日発行

届出・願い出

届出・願い出	事 例	提出先	注 意 事 項
追試験願	病気や公共交通機関の遅延等で定期試験を受験できなかった。	学務課	当該科目は試験施行日より 2 日以内に追試験願に、証明書をつけて願い出ること。 追試験手数料 1 科目 1,000 円 ※但し公共交通機関の運休・遅延、災害等の場合免除することがある。
再試験願	成績の評価が D(不合格)であったため、再試験を受験したい。 ※再試験対象者は当該学期末に卒業見込である4年生のみとする。		再試験は、当該学期評価科目のうち 6 単位以内で、卒業判定に直接影響する科目のみ実施する。 再試験対象評価は、[D] 評価のうち、教授会が決定する一定の評価基準を超えた科目とし、再試験合格科目の評価は [C] 評価とする。 再試験受験料は、単位数を問わず 1 科目につき 2,500 円。
休学願	病気などで引続き3か月以上修学できなくなった。		保証人、ゼミ担当教員や事務職員 CLA とよく相談のうえ手続きを進める。 但し病気の場合、必ず医師の診断書を添付のこと。 ※留学生は学務課で相談すること。学納金未納者の休学願は受理しない。
退学願	進路を変更するために大学を退学したい。		保証人、ゼミ担当教員や事務職員 CLA とよく相談のうえ手続きを進める。 学納金未納者の退学願は受理しない。
備品借用願	ビデオ等を借りたい。		破損等が生じた場合は自己負担となります。
住所・通学届	帰省先住所や現住所、又は携帯電話番号が変更になった。 自動車・バイクで通学したい。		保証人や勤務先に変更があった場合も学務課へ届け出ること。
掲示届 (デジタルサイネージ)	学内に掲示をしたい。		掲示物を学務課に持参すること。また、掲示物の大きさは新聞紙 1 頁大を限度とします。 デジタルサイネージに掲載したい場合は申し出ること。 大学各課掲示板に掲示物を貼ることは認められません。
教室予約	部・サークルのミーティングで教室を使用したい。	国際センター 事務室	使用したい施設を事前に学務課へ申し出ること。
留学届	私費で海外に留学する。		留学先の資料を添付して提出すること。なお、帰国した場合、速やかに国際センター事務室に帰国の報告をすること。

意見箱・NSU フリーぼすと

大学に対する意見や要望、質問等があれば 1 階ロビー記載台にある用紙に記入し備え付けの意見箱に入れてください。またポータルサイトの掲示板に掲載する「NSU フリーぼすと」からも投稿できますので活用してください。投書に対しては毎月担当部署が回答しますので、学内の掲示板もしくは学内情報で確認してください。

ガイダンスについて

大学における学修活動は、高校までの学習指導要領に沿ったものとは異なり、自身の興味・目的にそって各自で履修計画を立て、卒業に必要な単位を修得していくことができます。もちろん生活面においても同じです。

一方、自由度が高くなるということは、自己責任も大きくなるということです。皆さんが有意義なキャンパスライフを過ごすために必要な情報は自ら取捨選択し収集し

なければなりません。そのための指針を与えてくれるのがガイダンス（説明会）です。ガイダンスは下記に記載したものの他にも時期や目的に応じ多数用意されています。「自分のことは自分です」ことを基本とし、必ず出席することが大切です。

ガイダンス開催については、ポータルサイトや、掲示板等でお知らせします。

＜主なガイダンス＞

①学生ガイダンス

このガイダンスでは、学費軽減や奨学金の申請に関することや、バス登録・駐車場利用登録に関することなど、充実したキャンパスライフを送るうえで必要となる、多種多様な情報を提供します。提出しなければならない書類もありますので、必ず全員が出席してください。

②履修ガイダンス

修学活動を行う上で一番重要なガイダンスです。このガイダンスでは、ポータルサイトからの履修登録の方法や履修登録の注意事項、当該学期の履修者数制限や履修条件が必要となる特定科目の情報、進級や卒業に必要な科目の条件等の説明を行います。

③学芸員・教職ガイダンス

学芸員・教職課程の履修を希望する学生は必ず参加してください。ガイダンスに参加しないと課程登録申請ができません。

④専門ゼミガイダンス

3年次からの専門ゼミ（地域活性ゼミナール）を決めるガイダンスです。教員による各分野別のゼミ内容の説明や紹介を行いますので、ゼミ選択の有効な要素となります。また、ゼミ登録申請の詳細についての説明も行われます。日程はポータル掲示板掲載の学事日程で確認してください。

⑤外国文化経済視察研修・日本文化経済視察研修ガイダンス

この研修は、不定期科目（開講曜日・時限が不確定）の授業であり、ガイダンスも授業の一部ですので履修希望者は必ず参加しなければいけません。特に海外研修関係は、渡航手続もガイダンスで行いますので、ガイダンスを欠席すると研修に参加できなくなる可能性もあります。

⑥就職ガイダンス

現在の就職環境や就職活動の進め方、準備すべき事柄について説明します。入学時からスタートし、3年次の活動開始時期までに、在学年次に応じた様々な情報・知識を積み上げ式に身につけ、万全の準備が整うよう、全ての就職イベントが連動した一つのガイダンスとして構成されています。欠席することの無いよう注意してください。また就職課では、その他に筆記試験対策講座や公務員講座、各種セミナーも用意していますので積極的に参加してください。

修学関係



授業について ※「履修の手引き」とあわせて読んでください。

1. 授業期間・科目

大学の1年間は、4月1日から翌年3月31日までとなります。春学期は4月から7月下旬までの間に授業が行われます。秋学期は9月下旬から1月下旬までの間に授業が行われます。

授業科目は、春学期に開講する科目と、秋学期に開講する科目があります。

また、授業は週1回行いますが、隔週で行う科目や、不定期で行う科目もありますから注意してください。

2. 授業時間

授業時間は、毎週月曜日から金曜日までの5日間、6時限体制で行われます。1時限(1コマ)は90分で行われ、学期毎に1科目15コマの授業時間が設定されています。

3. 単位制

それぞれの科目には、授業時間数と自習時間数によって一定の「単位」が定められています。そして、科目の履修登録を行い試験に合格することによって単位を修得することができます。単位制度とは、これらの修得した単位を積み重ね「卒業に必要な科目及び単位数」を満たすことによって卒業できる制度をいいます。

大学4年次は就職活動等に費やされることとなりますので、ゆとりを持った大学生活を送るためには1年次で35～40単位、2年次終了までに70～80単位、3年次終了までに105～120単位程度を目安に履修計画を立ててください。

4. 休講・補講

休講とは、何らかの理由により授業が行われないことです。休講した場合は別の時間に補講を行うことがあります。補講とは、授業が休講になった場合や、授業内容が予定通りに進まなかったときに、担当教員の判断で、平常授業以外の時間帯や「補講期間」に行われる授業です。

休講・補講の情報は学内休講・補講掲示板に、掲示するとともに、本学ポータルサイトでお知らせします。

5. 欠席

出席日数は授業科目の単位認定において重要な要素になります。1つの科目について一定の日数を超過して欠席した場合、その科目の定期試験受験欠格者となり定期試験を受けることができなくなります。

科目毎の受験欠格者となる欠席数の目安は以下のとおりです。

科目の種類	受験欠格者の要件
講義科目	授業コマ数全体の 1 / 3 以上の欠席
演習科目	
実習科目	授業コマ数全体の 1 / 5 以上の欠席

6. 公欠

授業欠席の理由が、大学の認めた理由に該当する場合、所定の手続をすることにより、一つの授業につき、その授業回数の1/3を上限に公欠が認められる場合があります。公欠が認められた期間の欠席については、欠席数に算入されません。ただし出席になると言うことではありませんので、公欠期間の補習等については各科目の担当教員の指示に従ってください。

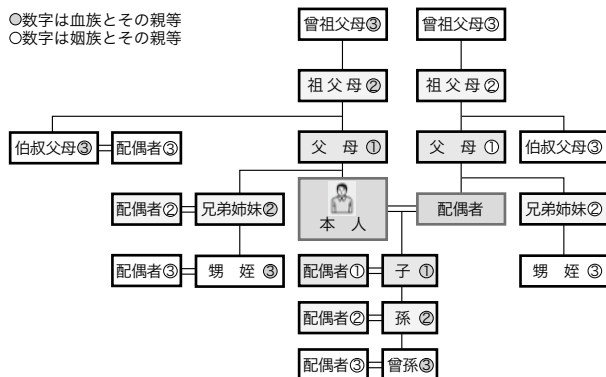
【公欠扱いになりうる欠席理由と手続内容】

欠席理由	添付書類	提出期間
忌引（注 1）	会葬のご案内状、礼状 (困難な場合は保証人などによる理由書)	事後 1 週間以内
学校保健安全法に定められた感染症 (第 1 種、第 2 種、第 3 種)（注 2）	医師の診断書、医療機関の領収書、 新型コロナウイルス感染申告書等 提出 書類については、大学に感染した連絡を した際に必ず医務室に確認してください。 (新型コロナウイルス感染申告書は、大 学所定の用紙をホームページからダウン ロードしてください。)	事後 1 週間以内
災害、公共交通機関のストライキや事故 による通学不能(大学の休講措置の範囲外で)	遅延証明書 等	事後 1 週間以内
博物館実習（学外実習）等	なし	なし
スポーツ・文化活動による他府県大会以 上に相当する公式大会出場や連盟などか ら推薦のあった強化合宿参加	本学所定の遠征届・大会要項等	大会 2 週間前
大学の推薦依頼による行事参加等	なし（推薦・依頼文等）	なし
裁判員制度による裁判員に選任され行 う用務	用務内容が記載された書類	事後 1 週間以内
特に本学が必要と認めた場合	本学が指示する書類	事後 1 週間

（注 1）：忌引の公欠期間は以下のとおりとする。ただし、下記の日数に対して、前後 2 日間ず
つを限度に旅行を伴う往復に要する日数を計算し認める場合があります。

- 1 親等（父母、配偶者、子など） ……連続 7 日間（土日祝祭日含む）
- 2 親等（祖父母、兄弟姉妹、孫など） ……連続 5 日間（土日祝祭日含む）
- 3 親等（曾祖父母、曾孫、伯叔父母、甥姪等） ……1 日間

○数字は血族とその親等
○数字は姻族とその親等



(注2): 公欠期間は、以下の学校保健安全法に定められた感染症の出席停止期間に準ずる。

	対象疾病	出席停止の期間	
第一種	エボラ出血熱、痘そう、ペスト、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、南米出血熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 1 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種	細菌性赤痢、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、コレラ、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状の回復後、全身状態が良ければ通学可能
		溶連菌感染症	適切な抗菌剤療法開始後 24 時間を経て、全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A 型肝炎は肝機能が正常化すれば通学可能、 B・C 型肝炎の無症状病原体保有者は通学可能
		手足口病	全身状態が安定していれば通学可能
		伝染性紅斑	発疹期に感染力はないので、全身状態が良ければ通学可能
		マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ通学可能
		ヘルパンギーナ	

試験について

1. 試験

試験は学習成果を問う方法であり、重要な履修上の活動のひとつです。厳正な態度で受験してください。

2. 受験資格

定期試験及び特別試験を受験するには、次の事項を満たさなければなりません。

- (1) 履修登録が行われている授業科目であること。
- (2) 出席時間数が、原則としてその全授業時間数の2/3以上であること。
- (3) 担当教員の指定する条件を満たしていること。

3. 試験の種類

試験には定期試験（春学期末試験、秋学期末試験）、特別試験（追試験、再試験）等があります。

定期試験

定期試験は、年2回学期末に実施するものです。定期試験を実施するかどうかは担当教員の判断によります。定期試験を実施する場合は、実施する期間を学事日程に掲載します。

定期試験の時間割は、各学期とも試験開始の2週間前には学務課掲示板やポータルサイト等で発表します。定期試験は原則として、出席日数が不足するものは定期試験受験欠格者となり受験できません。

<通常校時>

時 限	時 間
1	9:15 ~ 10:45
2	10:55 ~ 12:25
昼 休 み (50分)	
3	13:15 ~ 14:45
4	14:55 ~ 16:25
5	16:30 ~ 18:00
6	18:20 ~ 19:50

<試験校時>

時 限	時 間
1	9:30 ~ 10:30
2	10:50 ~ 11:50
昼 休 み (40分)	
3	12:30 ~ 13:30
4	13:50 ~ 14:50
5	15:10 ~ 16:10
6	16:30 ~ 17:30

① 定期試験受験上の注意

- a. 受験時は必ず学生証を机の上に提示してください。提示しない者の受験は認めません。
- b. 試験開始から30分以上の遅刻、または30分以内の退場は原則として認めません。
- c. 答案用紙の受験番号と氏名の記入を忘れないでください。記入の無いものは無効となります。
- d. 試験場においては監督者の指示に従ってください。

- e. 座席を指定する科目もあるので、掲示にてその有無を確認してください。座席表は当該科目の試験室入口に掲示されます。
- f. 座席指定の科目について、原則途中退場は認めません。

② 不正行為に対する処分と措置

試験において不正行為(カンニング)を行った者に対しては、学則及び「不正行為の措置に関する内規」により、以下の厳しい処分と措置が科せられます。それまでの習得単位数にもよりますが、4年間での卒業は非常にむずかしくなります。

不正行為でそれまでの努力を棒に振るのは愚かなことです。学生の本分に立ちかえり、実力で試験に取り組んでください。

＜不正行為の措置＞

- a. 停学90日以上 の懲戒処分が科せられます。
- b. 定期試験期間中に受験した全ての筆記試

験科目は無効となり、不正行為後の受験は停止され、評価は「H (評価対象外)」となります。

- c. 学費軽減対象学生が不正行為を行った場合は、原則として学費軽減が取り消しとなります。

特別試験

特別試験は定期試験同様、大学として試験日時、場所、試験方法等を公示し、限られた対象者に実施する試験です。本学では追試験と再試験がこれにあたります。

① 追試験

やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった学生は所定の手続を行った場合、その理由が認められると追試験を受験することができます。

＜追試験に該当する理由＞

理 由	条 件	提出証明書類	受験料
病気・怪我	医師が受験に耐えられない疾病・怪我又は出席停止となる疾病と判断したもの	医師の診断書	1科目につき1000円 但し、忌引、公共交通機関の運休・遅延、災害等本人の責任に規することができない理由については、教務委員会の判断により受験料を免除することがある
就職試験	採用試験であること説明会は認めない	受験を証明する書類	
忌引	二親等以内の親族の死亡	死亡を証明する書類又は会葬礼状（死亡日明記のもの）	
公共交通機関の運休・遅延	代替交通機関のない通学区間における交通機関の運休・遅滞によるもの又は公共交通機関が30分以上延着した場合	運休又は遅延証明書	
災害	台風、水害、地震等	なし（教務委員会でその都度判断）	
学芸員課程の実習又はその他関連行事参加	課程登録者	実習以外は、本学が指示する書類	
その他、本学が認めたもの		理由書	

追試験を受験するためには、追試験願に上記証明書を添付し、学務課窓口に申し込んでください。追試験の該当者と認められた場合は、受験料として1科目 1,000 円を徴収します（但し忌引き、公共交通機関の運休・遅延、災害等本人の責任に帰することができない理由については、教務委員会の判断により受験料を免除することがあります）。

追試験の申込は、当該科目の定期試験実施日の翌日から2日以内に提出しなければなりません（土・日・祝祭日を除く）。期限を過ぎての申し込みは受け付けませんので注意してください。やむを得ない理由で申し込み期限に提出できない可能性がある場合は、学務課に事前に相談してください。

② 再試験

定期試験を受験して不合格になった者についての再試験は、原則として行いません。ただし、当該学期卒業見込者である 4 年生に限り再試験により卒業が可能となる者について、教授会で審議の上、再試験を認める場合があります。受験料として 1 科目 2,500 円を徴収します。

③ その他

科目によっては、レポートや論文の提出をもって筆記試験に代える場合もあります。また、これらを定期試験以外に不定期に課すこともあります。いずれの場合も授業中教室における教員からの指示、または掲示によりテーマ・書式・提出先・提出期限等の諸条件が公表されます。指示された条件は厳守してください。

また試験期間中に大雪や台風等の警戒態勢が予想される場合、ポータルサイトに「試験中止等に関する情報」をアップし、みなさんにお知らせしています。当日の午前 7:30 には情報を見ることができますのでご利用ください。

成績について

1. 成績の評価

成績の評価は各科目の担当教員により、受講者個々の試験・レポート・授業における学力実績等を大学水準に照らし厳正に認定されます。

評価基準は、6段階評価を採用していますが、入学年度に関わらず 60 点以上が合格として単位が認定されます。詳細は下表のとおりです。

<評価基準>

判定	評価	点 数
合 格	S	100 点～90 点
	A	89 点～80 点
	B	79 点～70 点
	C	69 点～60 点
不 合 格	D	59 点～40 点
	E	39 点以下

※単 位 認 定：T 他大学との単位互換や資格取得による単位認定科目等。

評価対象外：H 出席不良、試験未受験、レポート未提出等で評価の対象とならないもの。

2. 成績結果発表

成績結果発表は、ポータルサイトの「履修状況」ページによって行われます。成績の結果発表に関する詳細はポータルサイトにて連絡します。時期は、概ね春学期開講科目は 9 月上旬、秋学期開講科目は 2 月下旬となっています。

発表された成績に疑問等がある場合は、成績発表日当日に疑義照会が可能です。照会方

法は学務課からポータルサイトにて連絡します。当該科目の担当教員が、疑義内容が妥当であるかどうかを判断し成績評価が訂正される場合があります。疑義照会時以外での疑義は一切認めませんので、必ず決められた成績結果発表日に成績確認を行ってください。

疑義照会を申請した学生には、各自の st メール、ポータルサイトを通じて回答します。

その他 学習支援について

1. 資格取得等奨励奨学金制度について

本学では学士課程の学習に加え、各種検定や資格試験の取得に積極的に取り組むことにより、皆さんの学習効果の向上を図るとともに卒業後の進路選択のきっかけと出来るものと考えます。また、近年の厳しい就職状況下において、幅広く知識や技能を修得することは、卒業後に社会人として大変役立つことでしょう。

こうしたことから、資格等を取得した学生に対し奨学金を給付し、更に上位の資格取得に挑戦できるよう支援しています。

奨学金は、本学が指定した下表の資格種別に応じ、Ⅰ種(20,000円)、Ⅱ種(10,000円)を給付します。給付対象となる検定・資格は募集当該年に取得し、12月末日までに申請されたものに限りです。

修学関係

<該当する資格級等>

	Ⅰ種	Ⅱ種
専門系	日商簿記 2級以上	日商簿記 3級
	経済学検定 A以上	経済学検定 B
	マネジメント検定 2級以上	マネジメント検定 3級
	ファイナンシャルプランニング技能検定 2級以上	ファイナンシャルプランニング技能検定 3級
	リテールマーケティング(販売士)検定 1級	リテールマーケティング(販売士)検定 2級
	総合旅行業務取扱管理者資格	国内旅行業務取扱管理者資格
	宅地建物取引士資格	
	税理士試験 会計2科目と税法9科目の計11科目のうち、いずれか1科目以上	
語学系	TOEIC 700点以上 TOEFL 80点以上 英検 準1級以上	TOEIC 550点以上 TOEFL 60点以上 英検 2級
	中国語検定試験 2級以上	中国語検定試験 3級
	ハングル能力検定試験 準2級以上	ハングル能力検定試験 3級
	日本漢字能力検定 1級	日本漢字能力検定 準1級
その他	基本情報技術者試験 応用情報技術者試験 プロジェクトマネージャ試験 システム監査技術者試験	ITパスポート (マイクロソフトオフィススペシャリスト) Word エキスパート Excel エキスパート
	上記以外に極めて高度の資格又は難度の高いものと認められる検定又は資格	上記以外に一般に社会的評価の得られるものと認められる検定又は資格
備 考 1 英語、中国語、韓国語、簿記関係の分野で、同一分野において2種目以上に合格した場合は1種目に、Ⅰ種、Ⅱ種に合格した場合はⅠ種に奨学金を授与します。 2 合格した試験が分野を異にしている場合、及び情報処理技術者試験分野内で試験目的内容が異なる2種目以上の試験に合格した場合には、奨学金をそれぞれに給付します。 3 語学系の資格は、母語としない者に限ります。 4 AI活用人材育成プログラムの合格者のうち、春学期と秋学期の成績上位者各20名にⅡ種奨学金を授与します。 ※給付対象となる検定・資格は、当該年(1月～12月)に取得し、12月末日までに申請されたものに限りです。 ※この基準は、見直しを行うことがあります。		

(注) 上表に記載されていない資格も対象となる場合がありますので、遠慮なく就職課窓口へ申し出てください。

学籍異動について

1. 休学

病気やその他の理由で、引続き 3 カ月以上修学することができないときは、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得たうえで、休学することができます。ただし、休学期間は、連続 2 年（4 学期）通算して 4 年を越えることはできません。

- (1) 休学の理由が病気の場合は、休学願を提出する際に、必ず医師の診断書を添付しなければなりません。
- (2) 休学期間は学期(1学期)または1年(2学期)とされていますから、休学期間の終了日は春学期末の9月30日または秋学期末の3月31日となります。
- (3) 休学理由が消滅しないため、さらに休学を必要とするときは、3月31日または9月30日までに改めて休学願を提出しなければなりません。この場合は、休学願に記載する休学期間の初日を、4月1日または10月1日と

記入してください。

- (4) 学期の初めから休学することが予め分かっているときも(3)と同じ期間に手続きをしてください。
- (5) 学納金未納者については、休学の理由が備わっていても、休学願は受理されません。休学期間中の学納金(授業料、施設設備資金、教育充実費)は、下表のように扱われます。

また、休学が許可された場合は、休学が許可になった日から1週間以内に休学在籍料として1学期20,000円の納付が必要となります。納付されない場合、休学の許可を取り消します。学納金の詳細については学則第8章を参照してください。

休学開始日	休学終了日	休学期間中の学納金	手続き期間
4 月 1 日	9 月 30 日	免除	3 月 31 日まで
	翌年の 3 月 31 日		
※春学期途中	9 月 30 日	免除なし	4 月 21 日～ 6 月 30 日
	翌年の 3 月 31 日	春学期は免除なし、秋学期は免除	4 月 21 日～ 8 月 31 日
10 月 1 日	翌年の 3 月 31 日	免除	9 月 30 日まで
	翌年の 9 月 30 日		
※秋学期途中	翌年の 3 月 31 日	免除なし	10 月 21 日～ 12 月 31 日
	翌年の 9 月 30 日	秋学期は免除なし、春学期は免除	10 月 21 日～ 2 月末日

※休学期間中に納期が到来する学納金（授業料、施設設備資金、教育充実費）は免除されます。学期の途中から休学する場合、その学期の学納金（授業料、施設設備資金、教育充実費）が完納されていなければなりません。この場合当該学期の休学在籍料の納付は不要です。また、その学期に履修中の科目を単位修得することはできません。

2. 復学

休学の事情が止んで復学を希望するときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得たうえで、復学することができます。

- (1) 休学が病気による場合は、復学願を提出する際に、必ず医師の診断書を添付しなければなりません。
- (2) 復学は、春学期の始め 4 月 1 日から、または秋学期の始め 10 月 1 日からとなります。
- (3) 春学期の始め 4 月 1 日から復学しようとする者は 2 月末日までに、秋学期の始め 10 月 1 日から復学しようとする者は 8 月 31 日までに復学願を提出しなければなりません。

- (4) 復学した者の授業料は、同じ入学年度の学生と同じです。
- (5) 復学した者の復学時の年次は、原則休学時の年次となります。
- (6) 復学を許可された者は、復学後すみやかに学務課に出向き、修学上の指導を受けてください。

3. 退学

退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出して、学長の許可を得なければなりません。

- (1) 退学は重大な事柄ですから、自分だけで勝手に判断せず、保証人や家族の者、担任（ゼミ担当教員や事務職員 CLA）と十分に相談してください。
- (2) 退学願には、退学の理由を詳しく記載してください。
- (3) 学納金未納者については、退学願は受理されません。
- (4) 退学願が受理されて、退学が許可された場合、その者の退学日は、許可のあった日（日付）となります。
- (5) 4月1日から9月30日までの間に退学願を提出する者が、春学期学納金未納の場合は、退学願は受理されません。

- (6) 10月1日から3月31日までの間に退学願を提出する者が、秋学期学納金未納の場合は、退学願は受理されません。
- (7) 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に退学願を受理された者が、既に一年分の学納金を一括納入している場合でも、秋学期学納金についての返還はありません。
- (8) 退学願を受理する時点において、学納金関係に問題のなかった者は、退学許可の日（日付）が遅れても、学納金関係に影響することはありません。
- (9) 退学を許可された者は、ただちに学生証を学務課に返納しなければなりません。退学許可の日（日付）から 2 週間以内に学生証の返納がない場合は、退学許可が取消されることもありますので注意してください。

4. 除籍

休学期間が満了してなお復学の見込のない者、学納金の納入を怠り督促を受けてもなお納入しない者、在学年数が 8 年を越えた者、死亡したり長期にわたり行方不明になった者は、除籍の扱いを受けることになります。

- (1) 休学した者が、休学期間が終わるにもかかわらず、休学継続の措置も復学の措置もとらないでいると、除籍の対象

となりますから注意してください。

- (2) 特に注意してほしいのは、期日までに納入すべき学納金の滞納です。また、退学しようとしても、学納金未納のままでは退学も認められませんので、結局、除籍を覚悟しなくてはなりません。学納金を滞納しないよう心掛けてください。

5. 進級不可

2 年次から 3 年次に進級するために最低限必要な単位修得数を定めています。これを「進級要件」といい、この条件を満たさない場合は進級することができず進級不可者となり、4 年間での卒業が不可能となります。

決して厳しい条件ではありませんので注意してください。

進級要件の詳細は履修の手引きの「進級要件・卒業要件について」で確認してください。

6. 留年

学士号を取得して卒業するために 4 年間の在学期間で修得すべき単位数を定めています。これを「卒業要件」といい、この条件を満たさない場合は留年者として最低で半年卒業の時期が遅れます。「卒業要件」は入学年度や学科により条件が異なります

ので、入学時には所属学科の卒業要件を必ず把握し計画的な学習計画を立てることが重要です。

卒業要件の詳細は履修の手引きの「進級要件・卒業要件について」で確認してください。

7. 卒業延期

「卒業要件」を満たし卒業予定の学生が、就職活動や国家試験受験等の正当な理由により引き続き本学に在籍することを希望する場合、学部教授会の審議を経て延長が認められる場合があります。延長期間は最長で 1 年間ですが、基本的に半期毎の申請となります。卒業延期期間の学納金は下記の

とおりです。卒業延期を希望する学生は「卒業延期願」による申請が必要となります。卒業延期に関する詳細は学務課に問い合わせてください。

ただし、留学生は在留資格の関係でこの制度は適用されません。

<卒業延期の場合の学納金>

学納金等の種類	金 額	備 考
在 籍 料	50,000 円 (100,000 円)	一学期額 (年額)
授 業 料	21,000 円 × 履修登録単位数	

8. 再入学

退学処分を受けて退学した者を除き、正当な理由で、学長の許可を得て退学した者が、退学後 2 年以内に再入学を希望する場合は、所定の選考を経て、再入学が許可されることがあります。除籍になった者が、除籍後 2

年以内に再入学を希望する場合にも、再入学の道は開かれています。再入学の条件は特に厳しいものと考えておいてください。

再入学のための出願方法その他については、学務課に問い合わせてください。

9. 転学科

本学に在籍する学生で、やむを得ないと判断される理由により転学科を希望する者は、転学科試験に合格したうえで転学科を認めることができます。それぞれの出願資格は以下のとおりです。転学科試験等の詳細については学務課に問い合わせてください。

転学科試験出願資格

<2 年次転学科の場合>

本学に 1 年以上在籍し、18 単位以上を修得した者及び修得見込みの者。

<3 年次転学科の場合>

本学に 2 年以上在籍し、36 単位以上を修得した者及び修得見込みの者。

10. 転籍

本学に在籍する学生で、やむを得ないと判断される理由により、通信教育課程へ転籍を希望する者は、原則として定員に余裕がある場合に限り、転籍試験に合格したうえで転籍を認めることができます。転籍試験等の詳細については学務課に問い合わせてください。

キャンパスライフ



通 学

バス通学

柏崎駅－大学間に 2 路線のバスが運行されています。この路線バスの乗降は登録済学生証を提示することにより利用料金は無料です。ただし、**路線バス利用登録料として年額 17,000 円が必要**です。路線バスの年間利用登録を希望する学生は、**学務課で登録手続き**を行ってください。

2 路線とも通学の他、土日の買い物など全てにおいて利用できます。なお、4 月 1 ヶ月間は登録期間とし、その間は 2 路線のバスを無料で利用できますが、5 月以降未登録者は有料（通常料金・柏崎駅南口から片道 340 円）となります。（P.6 参照）

電車通学

JR を利用する学生には、『通学証明書』を交付しますので、学務課に申し出てください。定期券購入の際は、駅の窓口にて定期券購

入申込書とこの証明書を提出し、学生証を提示してください。（P.6 参照）

自転車通学

新潟県では令和 4 年 10 月 1 日から、自転車に乗る場合、自転車損害賠償責任保険等に参加することが義務化されました。自転車に乗る人の不注意で、他人に怪我などの損害

を与えてしまった場合、高額な損害賠償を命じられる判例が出ています。万一の場合に備えて相手の損害を補償するための大切な保険に加入する必要があります。

自動車・バイク通学

本学では、自動車・バイクでの通学を希望する学生に対し、春のガイダンス時に「交通安全講話」を実施し、受講者に対し提出書類を確認の上『**駐車許可証**』を交付する許可制

をとっています。**許可されていない学生は、自動車・バイクによる通学はできません。**希望者は所定の手続きを行ってください。

「駐車許可証」発行までの手順

ガイダンス時に「交通安全講話」を受講する



「住所・通学届」の通学種別欄を記入し提出



指定日時・場所にて「駐車許可証」の交付を受ける※任意保険証のコピーを持参すること
学生証に許可シールを貼付
(自動車 200 円・二輪・原付 100 円) (P.6 参照)



「駐車許可証」

自動車：ダッシュボード上に置く
バイク：車体に貼付する

次の場合は自動車・二輪の入構を取り消すことがありますので注意してください。

- ① 道路交通法に違反した者。
- ② 交通事故をおこした者。
- ③ 学内徐行を怠った者。
- ④ 学生用に定めた駐車場および駐輪場以外に駐車した者。
- ⑤ その他大学生として目に余る運転をした者。
- ⑥ 任意保険に未加入の者。

学生割引証

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、学生の学生生活において、JR線を利用した乗車船区間が片道 101km 以上ある場合に、乗車船券が 2 割引で購入できるものです。

希望者は、学生ロビーに備付けの「学割発行願」に必要事項を記入し、学務課に提出してください。

但し、1 度の発行は 4 枚までとします。発行は翌日になりますので、余裕をもって申し込んでください。

なお、学割証の有効期限は発行日より 3 ヶ月となります。

本人以外の申し込み受付、発行は行いません。学割を受け取る際には学生証を必ず提示してください。

また、不正使用（他人への譲渡、貸与等）や期限切れ使用を行った場合は、本学の信用を著しく損ねると共に、以後、本学に対して発行停止処分にもなりかねませんので注意してください。

学生団体割引

学生団体割引乗車券は、8 名以上のゼミ旅行・クラブ遠征・試合等で、教職員 1 名以上に引率される場合に、旅客運賃の 50% 引きとなるものです。

申し込みに際しては、大学の発行印が必要です。駅、旅行センターからの所定用紙をもらい、「遠征・合宿・登山届」と一緒に学務課に提出してください。

アルバイト

本学では学業と両立できる安全なアルバイトを紹介しています。皆さんも勉学がよろそかにならないよう、また健康を損なわないよう十分注意して自分に適した職種を選び、就労してください。またアルバイトの採用にあたってマイナンバーの提示を求められることがあります。各自が用意してください。

なお学生アルバイトという観点から本学では次にあげるアルバイトの紹介は行いません。

- (1) 危険なアルバイト、及び健康を害する恐れのあるアルバイト

- (2) 風俗営業に関係したアルバイト
- (3) その他教育的見地から見て好ましくないと考えられるアルバイト

アルバイトの申し込み方法

- ① 掲示板（2 階 202 教室前）またはポータルサイトに掲示されている求人票の中から自分の希望条件等に見合ったものを見つけ、学務課備え付けのファイルの中から、求人先の連絡先を確認する。



- ② 求人先へ各自が直接連絡をとり、アルバイトの条件等をよく確認し、意思表示をはっきりとする。

ロッカーの使用

ロッカーを希望する学生は、学務課で申し込んでください。貸与期間は半年間。使用料は、1,000 円。任意ですが、鍵の購入はさらに 1,000 円かかります。

高等教育の修学支援新制度

2020年度から高等教育の修学支援新制度が実施されています。これは日本学生支援機構の給付型奨学金と国の授業料等の減免が一体化した制度で、学力と家計の基準を満たすことが条件となります。

【学業成績に係る要件】

新入生

- ・高校の全体の評定平均値が 3.5 以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位 1/2 の範囲に属すること
- ・将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
- ・高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

2 年生以上

- ・GPA（平均成績）の累計値が、在籍学部の上位 1/2 に属すること
- ・修得単位数が 31 単位 × 在学年数以上であり、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

【家計の経済状況に係る要件】

本人及び生計維持者（父母）の所得（住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯）の基準、資産の基準が設定されています。

独立行政法人日本学生支援機構ホームページにある「進学資金シミュレーター」を利用することにより、これらの基準を満たし、支援対象者の要件を満たすかどうか、どの程度の支援が受けられる可能性があるかを判断するための調査を行うことが可能です。

日本人等の学生（特別永住者、永住者などを含む）で、支援対象者となる可能性がある場合は、この「進学資金シミュレーター」を必ず行うようにしてください。



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター

本制度は日本学生支援機構の貸与型奨学金と併用できますが、その他の団体・自治体等の給付型奨学金とは併用できない場合がありますので、注意してください。

奨学金制度

向学心をもちながらも経済的理由により修学が困難な学生に対して、経済的援助をし、教育の機会均等を図るために奨学金制度があります。

奨学金により、出願の時期・採用枠・選考基準が異なりますが、希望者は学務課へ申し出てください。なお、募集については、

原則掲示およびポータルサイトで周知します。書類作成・証明書の収集等が厄介ですから、自宅と連絡を密にとり提出締切日は必ず守ってください。

なお、日本学生支援機構奨学金等手続きにおいてマイナンバーの提示を求められることがあります。

●日本学生支援機構奨学金について

日本学生支援機構は、成績が優秀であるが、経済的理由により修学が困難な学生に対し、学費の貸与を行うことにより、国及び社会に有為な人材の育成と、教育の機会均等に寄与することを目的とする機関です。

奨学生の選考は、学力・家計・人物・健康の側面から一定の基準に照らして、日本学

生支援機構の予算の範囲内で採用されます。

日本学生支援機構奨学金には、給付奨学金、第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子）の3種類があります。

詳細は5月の「日本学生支援機構奨学金説明会」で説明しますので、奨学金を希望する学生は必ず出席してください。

日本学生支援機構奨学金の心得

日本学生支援機構の奨学生は、機構の定める奨学規程を守り、奨学生としての資質の維持向上に努めなければなりません。

従って、学業成績が不振だったり、その他、奨学生として適当でないと思われる時には、奨学金の交付を打ち切ることがあります。十分注意をしてください。

返還について

貸与ですから、卒業または辞退後は、日本学生支援機構の規則に則って、必ず返還しなければなりません。

返還は、貸与終了より7カ月経過後、所定の期間内に返還しなければなりません。

進学の提出

高校在学中に「大学等奨学生採用候補者」となっていた新入学生は、「採用候補者決定通知」（A4 ミシン目用紙）を4月中旬までに学務課へ提示し、下書き用紙を受け取り、インターネットにより「進学届」を提出してください。期限までに提出のない場合は、予約無効、採用取消となりますので、注意してください。

前に奨学生であった人…

入学する以前の学校で、日本学生支援機構の貸与を受けていた人は、大学指定締切日までにインターネットによる「在学届」を提出してください。（専用様式による届出も可能。）この届け出により、在学中の奨学金の返還が猶予されます。

※令和7年度から開始予定の多子世帯の大学等の授業料等無償化（対象：学部生のみ）については日本学生支援機構（JASSO）のWEBページをご確認ください。

●その他奨学金について

その他地方公共団体（都道府県市区町村）、及び民間育英団体による奨学金制度もあります。

本学学生への募集があった場合は、掲示により募集を行いますので、掲示板を注視するようにしてください。また、大学を通さず独自で申し込む奨学金制度もありますので、その場合は各自問い合わせを行い、申し込んでください。そして、採用が決まった場合は学務課へ届け出るようにしてください。

教育ローン

各種奨学金の他に、日本政策金融公庫や各地方銀行で「教育ローン」を取り扱っています。

融資額や保証、返済期間等それぞれ異なりますので、詳細は金融公庫や各地方銀行に問い合わせてください。

日本政策金融公庫「国の教育ローン」概要 (<https://www.jfc.go.jp/>)

対 象 者	大学に入学、在学する学生の保護者（収入基準あり）
使 い み ち	入学時の学納金や必要な費用・在学時の学納金や居住交通費等
融 資 額	学生1人につき350万円以内
返 済 期 間	18年以内
据 置 期 間	在学期間以内で元金据置ができる
保 証	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（1名以上）
返 却 方 法	毎月元利均等返済・ボーナス月増額返済

貸付・融資制度

就学への熱意があるにもかかわらず、学費負担者の失業や死亡などの経済的理由から学納金も納入が困難になった学生を救済する

ために、貸付制度と融資制度を設けています。それぞれに特徴があり、審査もありますので、詳しくは学務課窓口で確認してください。

1 新潟産業大学父母の会奨学貸付制度

- (1) 対 象 者：新潟産業大学父母の会会員子弟 ※日本人のみ
- (2) 貸付限度額：学納金年額の限度内
- (3) 返 済 期 間：貸付年度内（無利子）

2 新潟産業大学校友会奨学貸付制度

- (1) 対 象 者：海外短期研修、国際交流事業に参加する在学生並びに学業継続の意志を持つ在学生 ※日本人のみ
- (2) 貸付限度額：45万円を上限とする
- (3) 貸 付 回 数：原則として在学中1回
- (4) 返 済 期 間：5年以内の年賦もしくは月賦償還（在学中は無利子）

3 新潟産業大学短期貸付制度

- (1) 対 象 者：緊急の援助を必要とする在学生
- (2) 貸付限度額：5千円を単位とし、2万円以内（特別な事由の場合は3万円以内）
- (3) 貸 付 回 数：特に制限なし
- (4) 返 済 期 間：貸し付けた日の翌日から1ヶ月以内（無利子）

学 生 相 談

大学生活を送っているうちに、色々な問題や出来事に直面し、思い悩むことがあると思います。自分一人で考えていないで、思い切って誰かに打ち明けてみることも大切です。アドバイスを受けていく間に、自分が思いつかなかった方法が見つかり、新たな勇気が湧いてくることもあります。色々な意見を参考に、その中で自ら選択をして、解決の糸口を見つけることが必要でしょう。

みなさんの直面する諸問題について、適

相談の窓口

相 談 の 事 例	担 当 窓 口
▲ 勉強上の悩み 「履修登録や、講義の選択の仕方では分からないことがある。」 「病気で授業や試験を欠席してしまった。」 「自分が卒業できるか心配だ。」	学務課
▲ 交通事故 「交通事故を起こしてしまった。」 「交通事故に遭い現在入院している。」	
▲ 家計の急変 「保護者の家計が急変し、就学が困難になった。」	
▲ 政治活動・宗教活動 「勧誘がしつこく、毎日アパートへ勧誘に来られる。」	
▲ 健康上の悩み 「最近身体の調子が悪いんだけどどうしたんだろう。」 「病院にかかりたいんだけど、市内の病院を知りたい。」	医務室 学務課
▲ 病気の知識 「エイズについてもっと知りたいのですが。」	
▲ こころの悩み 「気持ちが落ち込んでどうしようもない。」 「夜ぐっすり眠れない。」 「友達ができない。」 「勉強に身が入らない。」	医務室 学務課
▲ ボランティア 「ボランティア活動について知りたい。」 「ボランティアに参加したい。」 「地域の小中高と交流を行いたい。」	地域連携 センター 事務室

※ 上記担当窓口のほか、オフィスアワーでも各種相談を受け付けています。
時間と担当は学務課掲示板に提示します。

キャンパスライフアドバイザー（CLA）について

1、2年生は、必修科目「基礎ゼミナール」の教員が担任ですが、このほかに各ゼミに1名のCLAが配置されています。CLAは副担任のような立場でみなさんの学生生活をサポートしますので、何でも相談してみてください。

また、大学に対する要望などありましたら意見箱（1F ロビーに設置）または NSU フリーボット（メール）にて、投稿してください。

切なアドバイスをしてくれるのが教員であり大学事務局です。何か相談ごとがあったら、気軽にゼミ担当の教員や学務課を訪ねてください。

それぞれの相談に対する事務局窓口は下表を参考にしてください。また、専門家によるカウンセリングを月に1～2回行っていますので、気軽に相談してください。勿論、相談内容については秘密厳守します。一人で思い悩まずに、とにかく訪ねてみてください。

カウンセリングの利用

定期的に、専門家によるカウンセリングを行っています。精神的な面(眠れない、食欲がない、勉強が手につかない、ひきこもりがちである等)についての相談をする場として、気軽に利用してください。

○日時：毎月2回(予約制)

○場所：カウンセリングルーム・医務室

※ 詳細については、学務課掲示板・医務室掲示板およびポータルサイトにてお知らせします。

※ 予約は、医務室又は学務課で受付します。P36 相談フォーム QR コードからの申込みも可能です。

各種ハラスメント等の相談

大学生の学生生活における、各種ハラスメント、中傷メール、いじめ、ストーカー等のニュースを目にした方もいるでしょう。

本学ではこれらの相談窓口を下表のとおり設置しています。遠慮せずに相談に来てください。また、自分が何気なく言ったり行動したりしたことが、相手を不愉快にし、人権を傷つけてしまうことがあります。お互いに十分注意しましょう。

■ 各種ハラスメント等相談窓口

・ 絹川ゲニイ教授 ・ 上野るみ講師 ・ 学務課長または補佐 ・ 医務室職員

■ ハラスメントの主な内容

名 称	概 要	主 な 例
セクシュアル ハラスメント	他の者を不快にさせる 性的性質の言動	・ 単位等を条件に体に触ったり、性的な関係を迫る。 ・ 講義中に卑猥な冗談を言う。 ・ 行き過ぎた個人指導を行う。 ・ 「胸が大きいね」「美人だね」などと言う。 ・ ゼミやコンパの席で他者に抱きついたり、お酒を強要したり、身体のサイズを聞いたりする。 ・ 挨拶しながら肩や背中をたたく。 ・ 不必要に他者の身体をジッと見る。
アカデミック ハラスメント	研究・教育の場において行われる嫌がらせの言動	・ 授業を受けさせない。 ・ 専攻の変更を迫る。 ・ 学生のプライバシーを暴露する。 ・ 学位(修士)論文を受理しない。 ・ 私的な用事に使う。
パワー ハラスメント	組織・役職者・上級生等が地位や職務権限を使って適正な範囲を超えて圧力を加える言動	・ 人格否定の暴言 ・ 相手を無視したり孤立させたり、相手の信用を傷つけたりする行為。
その他		・ 中傷の SNS ・ いじめ ・ ストーカー など

学 友 会

本学には、学生が自由と責任の中で、自主的かつ創造的に大学全体の活動の高揚を図り、学生相互の信頼と友情を基に、大学発展に寄与することを目的とする『学友会』という組織があり、学生全員が入会することになります。

会費は、入会金 2,000 円、年会費 13,000 円であり、公認部の活動費、学園祭運営費、その他、全学生が大学の中でエネルギー



学園祭（模擬店）

シユに活動する諸行事に使用されます。

一人ひとりが、学生生活を有意義に過ごすためには何をすべきかを考えながら、全学生が大学行事に、積極的に参加するよう心がけてください。必ずその中から、友情の輪が広がり、素晴らしい大学時代の思い出ができるはずです。その瞬間瞬間に情熱を注ぎ、新潟産業大学の歴史を自ら刻んでいこうではありませんか。



ボランティア活動にも積極的に参加

校 友 会 せいとうかい（青濤会）

本学には、卒業生たちを正会員とし、大学関係者を準会員とする校友会（青濤会）という組織があります。（青濤とは、日本海の青と波の特色をモチーフにし、若き躍動する群像が未来に向かって志向する姿を表現したものです。）

昭和 25 年（1950 年）3 月、本学の前身校にあたる柏崎専門学校第 1 回生が卒業しました。以来 74 年、会員も 10,860 名を超えました。新潟産業大学の卒業生はそのうち 7,179 名です。卒業生は本学での学習や学校生活で得た知識や経験を最大限活かし、実社会のさまざまな分野で活躍しています。

校友会の目的は卒業生相互の親睦とともに、母校や後輩に対して物心両面から後援

することにあります。校友会活動の一環として平成 5 年から開始された学生に対する部活動助成、海外短期留学貸付金制度など、大学、学生のみなさんに有効に利用されています。

大学での 4 年間はあっという間です。みなさんもやがて卒業し、生涯本学の校友としての人生を歩むことになります。

そして思いがけないところで卒業生に会い、仕事や人生の諸先輩として指導を受け、同窓のよしみで親しく語り合う日が来ることでしょう。

4 年間の集大成の卒業式で新潟産業大学校友会の入会式が行われ正会員入会となります。

一人暮らし

一人暮らしはとにかく生活が不規則になりがちなもの。親元を離れ、誰からも監視されない気軽さの反面、孤独感に襲われて自分をコントロールできなくなったりもします。また、自炊をすることに手間がかかってしまい外食やインスタント食品に頼って栄養のバランスが保てなくなったりもします。

さらに、淋しさを紛らわすために、アパートで友人と騒いだり、友人宅を転々と泊まり歩いたり夜更かしをしたりして生活のリズムが狂い、その結果、学業がおろそかになるということにもなりかねません。

アパート・下宿は、みなさん自身の生活のベースとなる場であることを自覚しておいてください。

アパート・下宿の入居に際しては、家主・不動産業者と必ず契約書を取り交し、内容に

ついては良く把握しておくようにしてください。もし、契約を途中で変更する場合は、家主・不動産業者と十分話し合い、双方の了解の上で変更してください。

また、アパート・下宿の隣近所には、一般の人も居住しています。深夜に部屋で友人と大声で話す、洗たく機・掃除機をかける、オーディオ機器・テレビのボリュームを上げる、自動車・バイクで騒音を発する、路上駐車をするなど、非常識な行動は慎んでください。

一部学生の身勝手な行動のために地域住民に多大な迷惑を及ぼし、それが大学全体の評価につながる結果となります。このことを十分考慮し、生活マナーを守るよう心がけてください。

市外・県外から柏崎市に転入してくる場合は、「転入届け」の手続きを市役所で行わなければなりません。

まず、転出する市区町村役場より、「転出証明書」を発行してもらい、アパート・下宿入居日から14日以内に「転出証明書」と印鑑を持参し、柏崎市役所市民課窓口で手続きを行ってください。

国民年金

20歳以上のすべての人が国民年金に加入することになっています。しかし、学生は経済的負担を考慮し納付が猶予される「**学生納付特例制度**」を受けることができます。これにより、在学中に万一の事故

や病気で障害が残ってしまった場合でも、**障害基礎年金**を受けることができます。詳細は市町村役場や年金保険事務所で確認してください。

災害時の備え

万一の災害に備え、次のことを覚えておくといでしょう。

①災害用伝言ダイヤルは「171」。

②緊急避難先を確認しておく。

③防災グッズを用意しておく。

また、災害用伝言ダイヤルの他に家族と連絡を取る方法を予め決めておくことも大切です。できれば連絡先は災害の影響が及ばない遠隔地の親戚などを選んでおく現実です。

柏崎市では、アパートの各室に防災無線

が設置しており、各種情報を聴取できます。また、緊急避難先は各地区のコミュニティセンターや小中学校など公共施設が指定されています。柏崎市のホームページで自分の住んでいる地区の緊急避難先を確認し、一度足を運んでおくといでしょう。

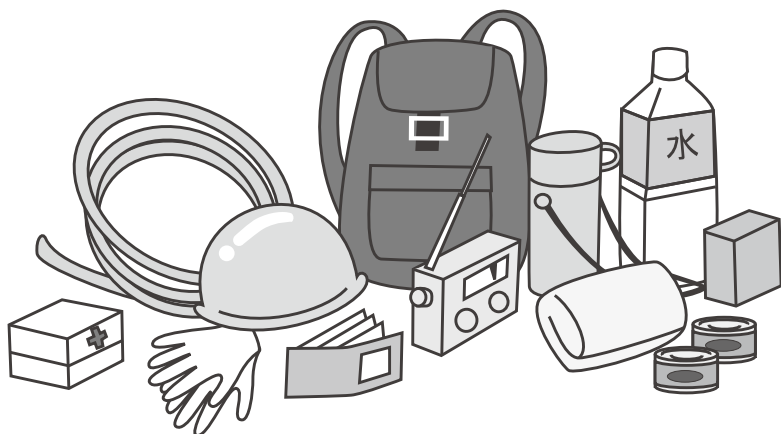
授業等で学内にいる時に災害が起こった場合の避難先、避難経路は、P57～P59「構内案内図（兼 災害時避難経路図）」のとおりです。教職員の指示に従って避難してください。

飲料水	2～3リットル（3日分）
食料	乾パン、アルファ米、ビスケット、チョコ、缶詰、レトルト食品、カップラーメンなど（4～5食分）
燃料	ライター、マッチ、ろうそくなど（カセットコンロがあると尚良い）
日用品等	現金、印鑑、通帳、懐中電灯、缶切り、毛布、手袋、ラジオ、電池、救急品、携帯ウェットティッシュ、カイロ、大きめのごみ袋（防寒着、レインコート代わりにもなる）ラップ（水がない場合、汚れた手や皿に敷いたり、包帯代わり、体に巻いて体の保温もできる）

※携帯電話が充電できる懐中電灯付きラジオ（手回し式）などがホームセンターで購入できます。

防災に関するサイト

- ・総務省消防庁 生活密着情報(<https://www.fdma.go.jp/index.html>)
- ・柏崎市 災害情報(https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/bosai_bohan_shobo/index.html)



悪徳商法のトラブル 若者を狙う誘惑色々

甘い話には要注意

学生をめぐる契約のトラブルは、年々増加の一途をたどっています。柏崎市内でも、本学学生を狙う詐欺まがいの悪質な商法・

訪問販売がないわけではありません。トラブルの実例には、次のようなものがあります。

— マルチ・マルチまがい商法 —

商品を購入し、自分もまた商品の買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入り、自分の系列に加入者を増やしていくと大きな利益が得られるというもの。

販売業者の成功話と違って売れない商品を抱え込む等問題が多い。

— ネガティブオプション (送り付け商法) —

注文（申し込み）していないのに商品を一方向的に送り付け、消費者が受け取った以上買ったものとみなして、代金を一方的に請求する商法。

資格商法・士（さむらい）商法

公的資格を掲げて「講座を受ければ国家試験免除」と偽る。私的な資格を設け、「近く国家資格になる」等と偽る。

電話勧誘が多く、あいまいに答えていたら契約したことになっていたこともある。契約取り消しの申し出に応じない業者も多い。

— 就職（求人）商法 —

「社員募集」や「アルバイト募集」の広告を出し、応募した人に商品売りつける。

携帯電話のトラブル

携帯電話の出会い系サイトから、使った覚えのない利用料の請求がメールで届いた（架空請求）。「利用料及び延滞料として 5 万円を指定口座に至急お振込みください。万一入金が確認できなかった場合、自宅・勤務先等を調査のうえ、回収業者が直接回収に伺います。連絡いただけない場合は、法的手続きをとらせていただきます。」とあった。

「おもしろそう」・「一度だけ」と出会い系サイトにアクセスしたことはあるが、全部無料の範囲だと思ったのに…。内容につ

いて確認しようと思ったが電話番号も住所も書いてなかった。もし、直接回収に来たら怖いし、恥ずかしい。しかし、払えない金額ではなかったので急いで 5 万円を振り込んだ。

上記のように、使った覚えのない請求をされた場合は、自分で判断せずに **P34 の消費生活センター**に相談してください。また、携帯電話を落とした。無くしたといった場合は、すぐ携帯電話会社に届けてください。悪用される恐れがあります。

クレジットカード・電子マネーなどのトラブル

クレジットカードや電子マネーなどを利用する場面が多くなっています。現金を用いず、インターネット上ですぐに買い物ができる利便性・効率性の陰で消費者トラブルが発生しています。学生生活をする上で、自己管理ができるよう心がけてください。

ここでは、若者のトラブルに関して例をあげますので参考にしてください。

<事例1> 無くしたカードを使われた

旅行先でカードを無くしてしまいましたが、すぐにカード会社に連絡をしなかった。後日、多額の支払い請求が届いてしまった。カードを拾った何者かがそのカードで多額の買い物をしたのだった。

ポイント！カードを無くしたらすぐに警察とカード会社に連絡をしてください。

<事例2> 引越し後、管理会社に関係があるかのように思わせる手口

引越し当日に業者が訪れ、管理会社と関連があるかのような説明を受け換気扇フィルターの契約をしたが、ウソだった。

ポイント！突然訪問を受け、「管理会社から紹介された」などと勧誘されても、業者の話だけを信じてすぐに契約せずに、管理会社に確認してください。

<事例3> アパートの電気代が安くなる！？

アパートに訪問してきた事業者の担当者が「電気代が安くなる」といって、検針票を見せるよう迫られた。その後、意図せず契約している電力会社に変更されていたことに気が付いた。

ポイント！検針票の情報が分かれば電力契約の手続きができてしまいます。検針票の取り扱いには十分に注意してください。

<事例4> SNSで知り合った相手、本当に信用できますか？

SNSで知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りしよう」と言われて出会い系サイトに誘引され、高額な費用を支払った。

ポイント！SNS上で話の合う「知り合い」でも本当に信用できる相手かは分かりません。お金を支払ったとたんに相手と連絡が取れなくなることもあり、返金を求めることが困難になります。

また、学生証や運転免許証、健康保険証などの身分証明書の情報をSNSで送ってしまうと、後で取り戻すことは難しく、大きなトラブルに発展することがありますので絶対に渡さないでください。個人情報や身元が分かるような書き込みも安易にしないでください。

政治活動・宗教活動

キャンパスという環境を利用して、「〇〇〇〇という会に入りませんか」、「〇〇〇〇〇に興味はありませんか」などと、言葉巧みに話しかけてくる団体や個人がいます。

大学内では政治活動や宗教活動を行うことを禁止しています。大学が政治や宗教の実践活動の場でないことを理解し、そのよ

うな活動に参加しないよう、十分気をつけてください。

多くの場合、自らの名称を隠したり、偽名を使ってあなたを誘います。何かおかしいと感じたら、また、学内でこのような場面を見かけたら教職員に相談してください。

トラブル回避の方法

- ①簡単にドアを開けず、名前と目的をはっきり聞く。
- ②見知らぬ人の親しげな接近には要注意。
- ③「話くらい聞いてもいいかな」は禁物。
- ④要らない時は、きっぱり断る勇気を持つ。
- ⑤預貯金・電話番号・メールアドレス等自分のプライバシーを明かさない。
- ⑥その場で契約をせず、人と相談をしたり書面を見て、じっくり考える時間（ゆとり）を持つ。
- ⑦契約、申し込みをした場合は、必ず内容を明らかに証明できる書面を受け取り、領収書等は大切に保管する。

知っておこうクーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、違約金を払わずに書面で通知すれば無条件に解約できる法律等に基づく制度です。

訪問販売（アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む）や電話勧誘販売等は契約した日から 8 日間、マルチ商法等は 20 日間に書面等で通知すれば、無条件に解約できます。

なお、クレジット契約の場合は、販売会社のほか信販会社にも通知してください。通知は次頁に記載してあるような内容で、必ず内容証明郵便か簡易書留にした葉書で行ってください。

クーリング・オフ通知はがきの記載例

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社×××× □□営業所
	担当者 △△△△△△
支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	
〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	
氏名 〇〇〇〇〇〇	

但し、次の場合はクーリング・オフ制度は適用しません。

- ①通信販売やインターネットショッピングで購入した場合。
- ②現金取引で 3,000 円未満の商品を契約した場合。
- ③自分からセールスマンを呼んだ場合。
- ④消耗品を一部使用した場合。
- ⑤車を購入した場合。

「もしかしたら、自分はこの手の商法に誘われつつあるのでは……」 また、「契約をしてしまったがどうしよう」などと思い悩まず、すぐに以下に記載の消費センターに相談してください。

柏崎市消費生活センター	柏崎市日石町2-1 柏崎市役所1階	0257-23-5355
https://www.kokusen.go.jp/map/15/center2050.html		
新潟県消費生活センター	新潟市中央区上所2-2-2新潟ユニゾンプラザ	025-285-4196
https://www.kokusen.go.jp/map/15/center0055.html		

うまい話には必ず落とし穴があるものです。じっくり考えて行動しよう。



健康管理について

大学生になると、生活リズムが崩れる人が多いです。生活リズムが崩れると疲れがとれず、体調を崩しやすくなってしまいます。充実した大学生活を送るためには、心身ともに健康であることがまず第一です。食事は 1 日 3 食しっかり摂り、睡眠も十分な時間をとり、健康の自己管理に努めてください。

また、一人暮らしの大学生は、いざという

時のために救急箱を用意しておきましょう。

救急箱の中身（例）

※風邪薬 ※解熱鎮痛剤 ※下痢止め

※胃腸薬 ※絆創膏 ※体温計

※湿布 ※ガーゼやテープ など

偏頭痛持ちの人やお腹が弱い人などで普段飲んでいる薬がある人は、その薬をいつも持ち歩くようにしましょう。

医務室の利用

健康管理の窓口は医務室です。医務室は、応急処置にとどまらず、身体 の健康度を測定する場や、健康についての相談をする場として、また、カウンセリングの窓口としても、気軽に利用してください。

○利用時間：月～金曜日 9：00～18：00

（但し、緊急の場合はこの限りではない。）

○原則として左記時間内は健康管理担当者が常駐していますが、昼休み等で不在の場合は、学務課に連絡してください。

※各種相談やカウンセリングの申込みは相談専用フォームをご利用ください。



定期健康診断

定期健康診断は、健康の保持増進・疾病の予防・保健管理の強化などをねらいとして、学校保健安全法に基づき全学生を対象に実施します。

毎年、春に 1 回、期日を指定して実施します。必ず受診してください。やむを得ない事情で受けられない場合は事前に申し出てく

ださい。

健康診断の結果、必要と認められた学生には、受診の指示や生活指導を行います。指示に従って、疾病の予防・早期発見・早期治療に努めてください。疾病や障害があることで学生生活において不利益を被ることはありません。

健康診断証明書の発行

就職、アルバイト、大学院受験等で診断書が必要な場合は申し出てください。（「証明書発行」の P6 項参照）

次の項目に該当する人は発行できないので注意してください。

- 春の定期健康診断を受診していない場合
- 定期健康診断を受診していても再検査や病院受診が必要な結果で医務室からの呼び出しに応じていない場合
- 大学で行う検査項目以外のものが指定されている場合（一度相談してください。）

また、今までに大きな病気や手術をした・現在何らかの病気で通院・治療しているなどの人は発行に時間がかかる場合があります

す。最低 3 日は余裕を持たせて申し込み、またその旨を申し出てください。

校医紹介

校医：恩田 晃 医師（恩田クリニック院長）

診察日：月・火・木・金・土曜日

（水・日・祝日休み）

但し木・土曜日の午後休診

診察時間： 9：00～12：30

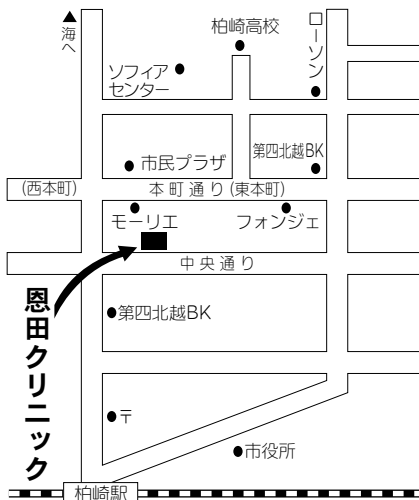
15：30～17：30

恩田クリニックを受診する場合は、事前に診察時間内に電話予約をしてください。

※新潟産業大学の学生であることを必ず伝えてください。

医療法人 恩田クリニック

市内東本町1-8-54 (☎0257-21-6788)



健康
管理

病気やケガをしたら

医務室には、休養場所と最低限の医薬品を備えてあります。頭が痛い、腹が痛い、気分が悪くなった、またケガをした場合などは応急処置を行います。必要に応じて病

院への連絡も行います。

また巻末に主な医療機関の一覧（地図）がありますので利用してください。“にいがた医療情報ネット”で検索することもできます。

健康保険証について

病気やケガで医療機関を受診する場合、保険証が必要です。親元を離れて自宅外から通学している学生は、右記サイトを参考に、ご家族と良く話し合って、受診の際に必ずマイナ保険証が資格確認書を提示できるようにしてください。なお、令和 7 年 12 月以降、これまでの健康保険証は使用できなくなります。



今から使おう！マイナ保険証
全国健康保険協会

夜間、休日の急病の時には・・・休日でも安心

市内救急指定病院（夜間及び休日）

柏崎総合医療センター ☎0257-23-2165（北半田・柏崎インター入口近く）

柏崎中央病院 ☎0257-23-6254（駅前・柏崎郵便局近く）

新潟病院 ☎0257-22-2126（赤坂町・赤坂山公園近く）

※ 救急で受診する場合はあらかじめ電話を入れること。

夜間・休日診療

夜間、休日の診療については、下記の場所で受けつけてもらえます。**必ず受診前に電話を入れてください。**

※持ち物 ●健康保険証 ●診療費

※持っている人は以下の物も持参してください。

●お薬手帳 ●各種医療費助成受給者証

<柏崎休日・夜間急患センター>

場 所：柏崎総合医療センター内（柏崎市北半田2丁目11-3）☎0257-21-1299

診療科目：内科・小児科

受付時間：月曜日～金曜日（休日開設日を除く）19:00～21:30

日曜日、祝日（8月15日、12月31日～1月3日を含む）9:00～11:30

<柏崎歯科休日急患診療所>

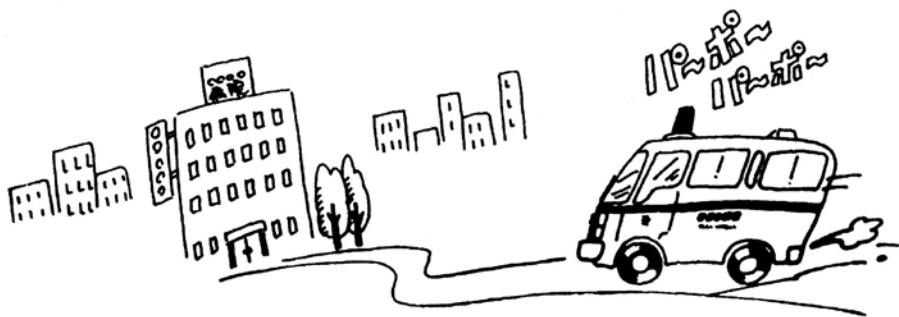
場 所：柏崎市健康管理センター内（柏崎市栄町18-3）☎0257-23-1463

診療科目：歯科

受付時間：日曜日、祝日、8月15日 9:00～11:30

1月1日～3日、5月3日～5日 9:00～11:30と13:00～16:00

※柏崎市のホームページには、休日・夜間急患診療の月別の開設日カレンダーが載っています。



学生保険

本学には、学生の万一の事故に備えて以下の3種類の保険を用意しています。

万一事故にあった場合は必ず医務室または学務課に申し出てください。

学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動の災害を補償するものです。

この保険は、正課中及び課外活動中、学校施設内における休憩中、課外活動のための移動中や通学途中などで怪我をした際、その状態や治療日数に応じ、対象になった場合に保険金が支払われます。

学生教育研究賠償責任保険

この保険は、正課中、学校行事中、インターンシップやボランティア活動及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、物を破損したりすることにより損害賠償を被ったときに保険金が支払われます。

上記2つの保険料は大学が一括して全員分を支払っていますので、本学に在学中の

学生であれば誰でも適応されます。もちろん、留学生も含まれます。

健康管理

学研災付帯学生生活総合保険

学生が任意で加入する保険です。

学生教育研究災害保険では対象にならない風邪などの病気やプライベート時の怪我について入院・通院1日目から保障します。また、他人への賠償責任の保障、加入タイプによっては下宿や寮の損害賠償金のカバー、盗難事故の損害の保障、万一の場合

の学費費用も保障します。

加入している場合、事故の発生時には保険会社に直接連絡をしてください。

なお、中途加入可能なので、入学時に加入しなかった学生も入ることができます。詳しくは医務室又は学務課に聞いてください。

インバウンド付帯学生生活総合保険

入学時に、留学生の皆さんに全員加入してもらう保険です。(加入手続き・支払いは大学が行います。)

留学生活中のもしもを総合的にサポートします。

病気や事故などで、かかる治療費はもち

ろん、母国からご家族が看病に来た際の宿泊料と交通費も補償の対象となります。

令和4年から義務となった自転車保険も含まれています。

病気や事故などトラブルが起きた時は、学務課か医務室に知らせてください。

薬物乱用の防止

薬物乱用とは、薬物や薬品を本来の医療目的からはずれて使ったり、医療目的でない薬物を不正に使ったりすることです。

覚醒剤や大麻、コカインといった違法な薬物は、それぞれ法律によって厳しく規制されており、持っているだけでも犯罪になります。

危険ドラッグは、「ハーブ」「アロマ」など、一見しただけでは人体摂取用と思われないうような目的を偽装して販売されています。危険な薬物に見えないため、キレイ、かっこいいという印象を持ってしまうますが、中身は売っているほうもわからない、大麻など同等の成分が含まれた恐ろしい薬物です。「合法」や「安全」という言葉を信用してはいけません。

インターネット上で販売されている海外製の医薬品やサプリメントの中には、危険ドラッグがまぎれていたり、粗悪品やニセ

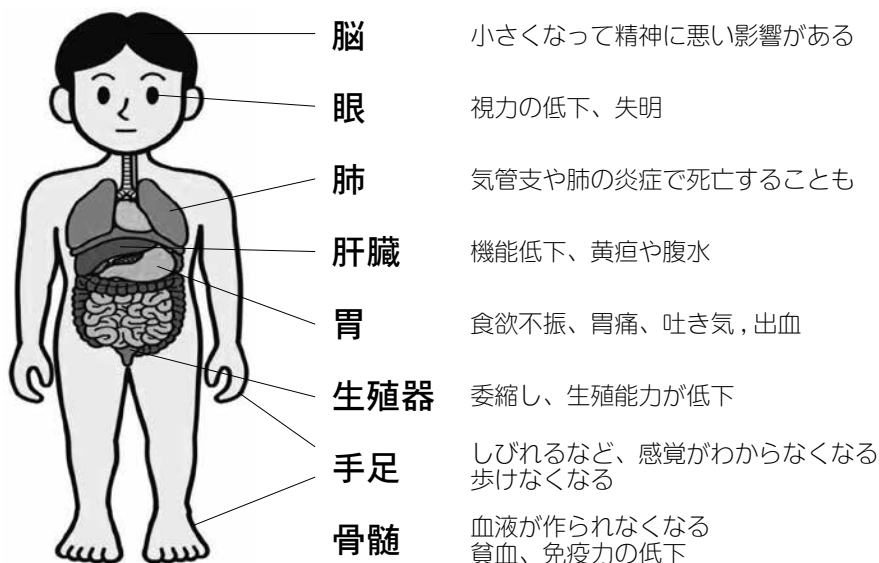
モノだったり、日本では安全性が証明されていない成分が含まれ、健康被害にあった事例が発生しています。

薬物には繰り返し使用したくなる“依存性”と、使っているうちに同じ量では効かなくなる”耐性“があります。そのような状態になると、自分の意志では薬物の使用をコントロールできなくなり、身体と精神がずたずたに蝕まれていきます。

また、薬物乱用による幻覚や妄想が殺人や放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあり、乱用者本人のみならず、周囲の人、さらには社会全体に対しても取り返しのつかない被害を及ぼしかねません。

甘い言葉や軽い気持ち、誤った情報に左右されることなく、誘惑に負けない強い意志ときっぱり断る勇気を持つ必要があります。

薬物乱用で体がボロボロになる！



感染症について

大学は多くの人が集団生活をする場であるため、感染症が発生すると、その病原体が広がり、大規模な集団感染につながる危険性があります。

不摂生（寝不足、栄養不良など）な生活

をしていると免疫力が低下し、感染症にかかりやすくなるので気を付けましょう。また、予防接種がある感染症については受けておくことが大切です。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

主な症状：1日～2週間ほどの潜伏期間ののち、発熱、咳、鼻水、喉のいたみ、だるさ、味覚障害などの症状があらわれます。20歳前後の若い人でも感染をすると後遺症が残る場合があります。

感染経路、予防方法等：

飛沫感染（エアロゾル感染を含む）、接触感染などの経路があります。ウイルスは口、鼻、目などの粘膜から感染します。病院受診や感染リスクの高い人に会うときなどの状況によって、正しく

マスクを装着し、手指を清潔に保つよう手洗い、手指消毒を心がけてください。また、ワクチンの接種は、感染・発症予防と、重症化予防効果が確認されています。「感染しない・他の人に移さない」ために、毎日の健康管理に努めてください。

登校基準：指定された自宅療養期間が終了し、症状が改善した場合は登校可能です。途中で症状が悪化した場合は、医師の指示に従ってください。

健康管理

大学への連絡等について

P12 掲載の感染症の診断を受け、医師から出席停止の指示があった場合は、必ず学務課に電話で連絡してください。（公欠となります。）

大学より許可があるまで登校しないでください。登校許可後、医師の診断書等を学務課に提出し公欠手続きをしてください。

- ・インフルエンザ：薬の説明書のコピーで代用可
- ・新型コロナウイルス：感染申告書を医務室に提出してください。（用紙は大学のホームページからダウンロードしてください。学務課と医務室にもあります。）申告書の医療機関の欄に、陽性診断の情報を記入してもらってください。もしくは、医療機関が発行した陽性の検査結果を添付してください。

健康に関する情報

健康に関するパンフレットが医務室に配置してあります。自由にお持ちください。又、

パンフレットにしてほしい内容がありましたら要望してください。

大学生の飲酒

大学生になると、新入生歓迎会やゼミやサークルのコンパなどでお酒の場に誘われる機会があると思います。

その際、大学生が急性アルコール中毒で病院に運ばれ、死亡者も出ています。そのほとんどがイッキ飲みによるものです。イッキ飲みは血中のアルコール濃度が急激に上昇するので酔いが一気に進み、脳が麻痺し、酷い場合には呼吸が抑制され死に至ります。

イッキ飲みをしなくても、酔って吐いたものが気道をふさぎ、死亡する例もあります。

そもそも飲酒は 20 歳以上であることが大前提です。自分の適量をわきまえ、イッキ飲みなど危険な飲み方をせず、節度ある飲酒を心がけてください。また、人にお酒を無理やり勧めるなどの行為も絶対にやめましょう。

たばこ

本学では、喫煙や受動喫煙による健康被害を防止するため、キャンパス内は喫煙所以外は禁煙となっています。取り組みの詳細については、掲示等でお知らせしますので確認してください。言うまでもなく、たばこの煙にはガンや血管の病気、生活習慣病などに大きく影響する有害物質が含まれています。たばこは、吸っている本人にとってはもちろん有害ですが、近年では周囲の人への受動喫煙が問題になっています。受

動喫煙で吸い込む副流煙の方が、喫煙者の吸い込む主流煙よりも有害物質が数倍も多く含まれているからです。国でも受動喫煙の対策として健康増進法が改定され、全面禁煙化などの対策をとる店舗や会社が増えています。医療機関では禁煙のサポート体制も充実しています。医務室では、医療機関の紹介ができますので気軽に相談に来てください。



国際化に目を向けて

外国の文化を学び、語学力を向上させ、異文化コミュニケーションの技術を体得する最も効果的な手段が留学といえるでしょう。新潟産業大学では、一人でも多くの学生が積極的に海外留学を実現できるように、多彩な留学プログラムと支援体制を用意しています。是非、このチャンスを生かし、世界へ大きく羽ばたいてほしいと心から願っています。

興味のある学生は、学務課国際センター係まで気軽にお問い合わせください。

海外への第1歩。
先生も一緒だから安心！！

1. 外国文化経済視察研修（約1週間）

正規科目として「外国文化経済視察研修」（2単位）を実施しています。主な研修地は年度によって行く国は異なりますが、今までの実績ですとアメリカ、イギリス、中国、韓国、台湾等、現地の事情に詳しい専任教員が引率し1週間程度の研修に行きます。海外の文化や習慣に直接触れることで、異文化理解を深めることができ、以後の学習において大きな刺激になることでしょう。詳細は、シラバスや学務課にて確認してください。

▶ 中国



▶ 韓国



▶ 欧米（アメリカ）



留学にチャレンジ
してみたい！

2. 短期留学プログラム（3週間～6週間）

春休みや夏休みの期間に、海外協定校等へ3週間から6週間程度、文化や語学を学ぶ留学プログラムです。本学の協定校では、授業料の減免等を受けることができます。短期間ですが、海外旅行ではない留学体験により、以後の学業の目標や物事の見方などに大きな影響を与えてくれることでしょう。

3. 長期留学プログラム (6ヶ月～1年)

語学をしっかり身につけたい!

6ヶ月から1年間の長期留学により、語学力が飛躍的に向上します。また、海外での生活や人との交流は、一生の財産になることでしょう。協定校によっては、授業料が全額もしくは一部免除されます。留学先で履修した単位は、現地の成績表提出により本学のカリキュラムに照らし合わせ、上限60単位まで認定することが可能です。必ず留学前に、学務課で確認してください。

協定校以外に留学したい場合は、早めにご相談ください。

【休学せずに留学】

留学期間中も授業料（一部減免される場合あり）は納入し在学のまま留学します。留学期間中も在学期間に含まれるため、4年間での卒業が可能です。

【休学して留学】

留学期間中は授業料に代わり休学在籍料（半期2万円）を納入します。留学期間は在学期間には含まれませんので、4年間で卒業することはできなくなります。

奨学金等

- ・日本学生支援機構「短期留学奨学金」

3ヶ月～1年間、留学する学生に、月額12万円までの奨学金が貸与（有利子）されます。

- ・新潟産業大学校友会「短期留学貸付金制度」

海外留学する学生に対して、在学期間中は無利子で貸付けます。

（貸付限度額45万円、最長返済期間5年間、事前審査あり）

キャンパス内で国際交流！

本学には、各国からの留学生が在籍しています。友だちになれば、諸外国の言語や文化、日本語や日本文化を相互に教えあい、国際交流をすることができます。是非、お互いに勇気を出して声をかけてみてください。また、チューター*や留学生交流会などが開催する各種行事も交流できるチャンスですので、参加してください。

*チューターとは、留学生に対する学習・生活支援を目的とし、新入学した留学生が日本で快適な留学生生活がおくれるようサポートする学生のことです。毎年12月頃に募集しますので、関心のある学生は国際センター事務室へお問合せください。



新入留学生歓迎会



七タイイベント



企業研修旅行



異文化体験

中国短期留学(哈爾濱師範大学・黒龍江大学)

本学は、1990年に^{ハルビン}哈爾濱師範大学（中国）と、1993年に黒龍江大学（中国）との間で、教員・学生の交流及び学術交流を行う協定を締結しました。この協定に基づき、本学学生の中から哈爾濱師範大学へ毎年4名、黒龍江大学へ毎年4名を選考し、約6週間（2月下旬から4月上旬まで）の短期留学プログラムおよび若干名の長期留学者の派遣が可能です。

このプログラムでは、生きた中国語を学ぶのは勿論、現地学生や諸外国からの留学生と交流することができ、また黒龍江省哈爾濱市の美しい自然を通して、大陸の大らかな空気を肌で感じることができます。経費については両大学とも授業料が免除されます。航空運賃や現地での滞在費用は自己負担となります。



哈爾濱市…両大学の位置する哈爾濱市は、中ソ貿易の中心地で、中国東北部の中でもロシアの影響を垣間見ることができる美しい街です。ポプラの並木道やロシア風の煉瓦造りの建物が点在し、^{ジョウカコフ}松花江を挟んだスターリン公園や太陽島公園は市民の憩いの場となっています。また、中国語標準地域として知られ、中国語を学習するのに適した環境にあります。

中国短期留学を終えて

私は中国文化に興味があり、また人生の視野を広げたいと思い、留学を決心しました。1年間という初めての海外滞りで、様々な体験ができました。多くの人との出会いと別れ、様々な国籍の友達との交流など、留学のメリットを十分に活用できた中国での生活でした。すべての経験が自信へとつながり、大きく成長できた1年だったと思います。勇気を出して大きな一歩を踏み出し、人生に一度だけのチャンスを、今のタイミングで生かすことができて良かったです。

（経済学部卒業生 小池天馬）



韓国短期留学（慶一大学校・高麗大学校・東新大学校）

1995年に慶一大学校、2006年に高麗大学校国際語学院、2023年に東新大学校との間に、国際交流に関する協定を締結しました。この協定に基づき学生を派遣しています。

【慶一大学校】 2月下旬～4月上旬までの1ヶ月半の短期留学プログラムで、本学から3名の学生を選考し派遣します。協定に基づき留学先の授業料は免除となります。慶一大学校は、韓国第3の都市である大邱から車で30分ほどにある慶山市にある総合大学です。韓国語を学ぶとともに、慶一大学校学生とともに一般教養科目を聴講することができます。また韓国入学生と共通の学生寮に住み、生きた韓国語を学ぶのに最適な環境といえます。



コウライ
【高麗大学校】 高麗大学韓国語センターで開催される「短期集中課程（3週間：年5回実施）」や「韓国語正規課程（3ヶ月間～1年間）」への派遣を行います。授業料は協定に基づき通常のコウライの金額の20%減免になります。高麗大学校は、韓国を代表する名門私立大学でソウル市郊外にある総合大学です。韓国語文化教育センターは韓国語・韓国文化の専門教育機関であり日本や欧米諸国などから毎年多くの留学生が学んでいます。



【東新大学校】 2023年11月に新たに連携協定を締結しました。8月上旬から2週間、研修プログラムを予定しているので、興味のある方は学務課国際センターへお問い合わせください。

【広東外語外資大学】 2025年1月に新たに連携協定を締結しました。興味のある方は学務課国際センターへお問い合わせください。

韓国短期留学を終えて

私は韓国ソウルにある高麗大学校へ約9ヶ月間、留学をしました。初めての留学ということで最初は不安ばかりでしたが、日本とは違う生活に驚きを感じる事が多く、それが楽しいと思うようになりました。また、学校の授業では外国人と一緒に勉強をするので、多くの国の人たちと友達になれます。一緒にショッピングをしたり、ご飯を食べて多くの人と語学を交換することがとても大切だと実感しました。留学をすると語学だけでなく、自身の視野も広がり、何事も積極的に取り組めるようになります。是非一度は海外に出て生活してみたいいかがでしょうか？（経済学部卒業生 若月 あいな）



オーストラリア短期留学

Sun Pacific Cairns

サン・パシフィック・カレッジは、クイーンズランド州ケアンズ市内から車で25分ほどの自然豊かなケワラビーチに位置します。充実したコース内容、充実したキャンパスの設備、そしてケアンズという美しい自然環境に囲まれた環境は、英語と課外活動、両方の充実した生活が期待でき、教師が身近に感じるアットホームさが魅力です。

CCEB (Carins College of English & Business)

ケアンズ・カレッジ・オブ・イングリッシュ&ビジネスは、クイーンズランド州ケアンズ市内中心のバスターミナルの目の前に位置し、通学にも買い物にもとても便利なロケーションです。小規模でアットホームな雰囲気の学校です。

接客英語を学び、現地のホテルで研修が受けられるコースがあります。



オーストラリア短期留学を終えて

私は大学在学中にオーストラリアのケアンズに2度短期留学をしました。オーストラリアで過ごした時間は、私にとって世界観を変える大きな経験になりました。英語に触れることはもちろん、現地に行かなければできない異文化を体験できるのも留学の魅力です。

私は二度の留学を経験し、語学学校の先生、友だち、ホストファミリーとの関わりの中で、英語を通じて、国や人種を超えて繋がることができる喜びを知りました。留学に興味を持ちながらもそこから行動に移すのはとても勇気がいることだと思います。しかし、一歩踏み出せば自分自身の世界観は大きく変わると思います。ぜひ、挑戦してみてください。

(経済学部卒業生 大橋千穂)

新潟産業大学 企業研究セミナー



就職担当からのアドバイス

就職活動は学生生活の総決算

近年、企業や地域社会が求める能力として「前に踏み出す力（アクション）」「考え抜く力（シンキング）」「チームで働く力（チームワーク）」の三つの要素からなる「社会人基礎力」が求められるようになっていきます。企業の大卒採用選考は「充実した大学生活を送り、如何にして社会人基礎力を身に付けてきたか」が問われる“試金石”です。内定の獲得は、入学してから企業の採用活動が始まる3年生までの大学生活を如何に過ごしてきたかによって大きく左右されます。

具体的には次にあげる3つのことを実践していくことが、充実した大学生活を送り社会人としての素養を身につけるうえで一番重要であることを認識してください。

その1 学業に励む！

本分である学業を疎かにする学生を、企業は評価しません。「何を学んだのか、やりたい仕事にどう役立てるか」を面接試験で堂々と話せるようになりましょう。

その2 目標をもって努力する！

部活動、サークル活動、ボランティア活動、目的のある資格取得など何でもかまいません。何かに真剣に取り組むことで、学生生活が充実し、それが企業へのアピールにつながります。企業は仕事に真摯に打ち込める人を求めています。

その3 コミュニケーション能力を高める！

ゼミやアルバイトなど様々な場で、友達や異なる世代の人達と積極的に意見交換をしてください。企業は、ひとの話をしっかり聞き、自分を上手にアピールできる人、ことばのキャッチボールができる人を求めています。

また、大学入学試験に筆記試験があるように企業の採用試験でも筆記試験を行います。大学生を対象とした筆記試験も、そのほとんどが高校までに学習した範囲から出題されます。基本が肝心ですから、不安な人は書店の就職対策コーナーにあるSPIや一般常識の問題集を解いてみるなど、今から学習を始めましょう。特に、公務員の筆記試験対策は早期からの反復学習が効果的です。就職課では公務員試験対策講座や公務員模擬試験など、全学年を対象に筆記試験対策支援を行いますので積極的に活用してください。

みなさんは、就職活動を通して「アウトプット」することの大切さを感じるでしょう。大学での生活や学業、いろいろな経験、自分が今までやってこなかったことにあえてチャレンジし、どんどん「インプット」をくり返し、自分の考えや意見を「アウトプット」するように心掛けましょう。

就職相談は就職課へ

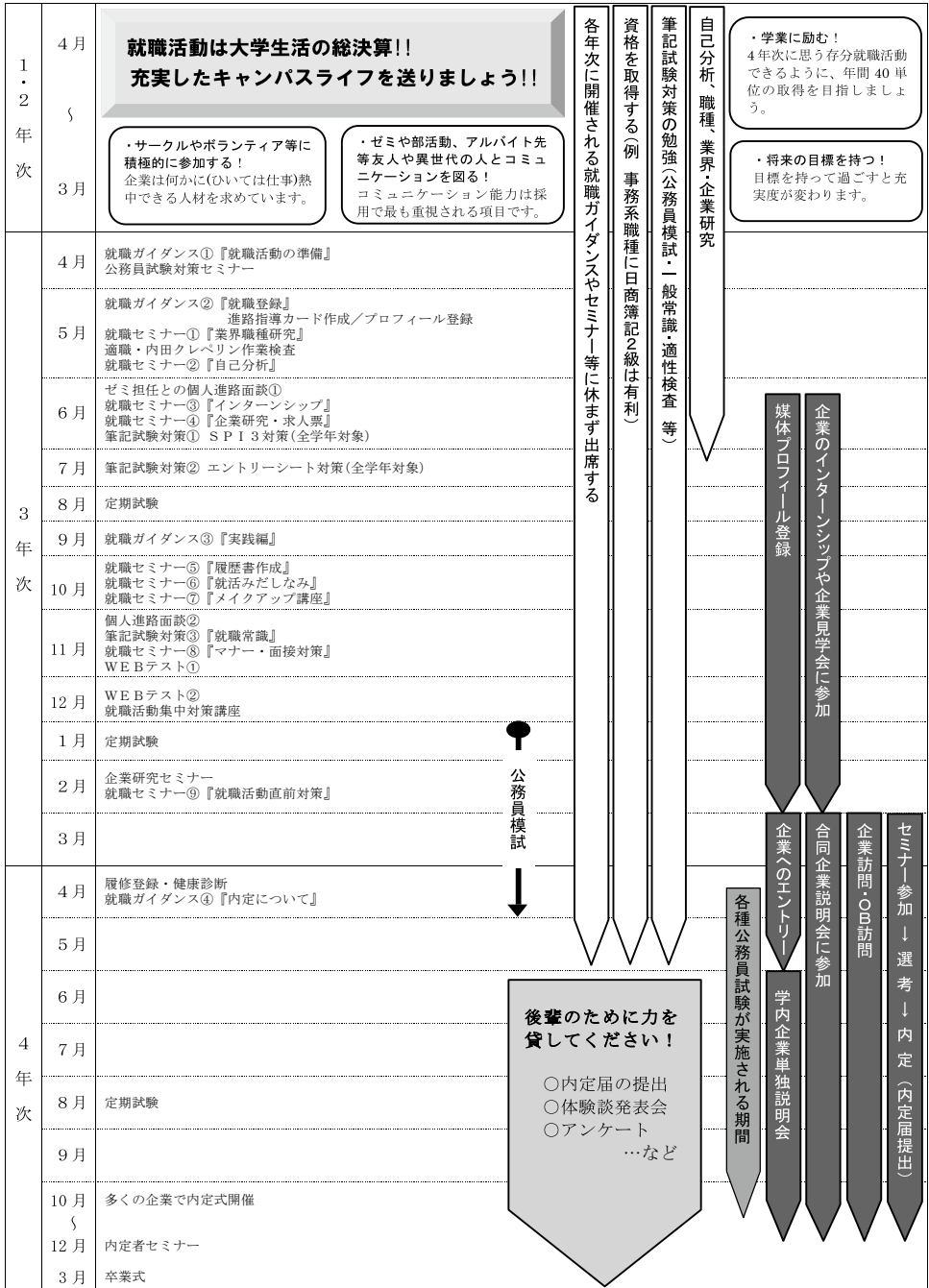
A号館1階事務室

就職課は、みなさんの卒業後の進路決定をお手伝いするところです。本学の就職ガイダンスなどの就職行事は1年生の入学時からスタートし、就職活動期まで在学年次に応じた情報・知識を、段階を踏んで修得できるように計画されています。全てのガイダンスに出席するように心がけてください。就職課からの全ての情報やガイダンスの日程などは本館

2階ロビー およびA号館1階の就職課掲示板（学務課掲示板とは違う場所）に掲示されますので確認してください。

また、進路に関する個人的な相談については、就職課の職員（事前予約制）が常時就職相談に応じていますので、気軽に就職課のドアをノックしてください。特に学年は問いません。

1 年次からの主な就職活動の流れ



※スケジュールはあくまでも予定です。



大学施設



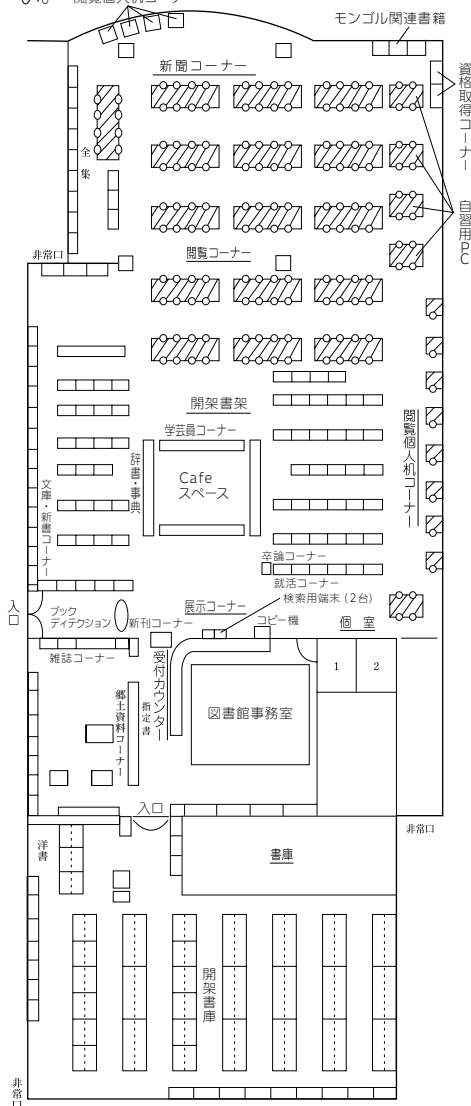
圖書館

本学図書館は本館3階に位置しています。ガラスの扉を開けると、そこは別空間。専門書、學術書を中心に約14万冊の図書、様々な雑誌、新聞がみなさんを待っています。図書はコンピュータ管理されており、蔵書検索はOPAC（インターネットを利用した検索）から行えます。また、学生証を読み込むだけで貸し出しも簡単に利用できます。館内には、個人勉強用に個室が2室、自習用のPCも完備されています。また、コーヒーマシンを設置してありますので、Cafeスペースでは気軽にコーヒーが楽しめます。それ以外にも、電子書籍も利用することができます。ほっと一息つきたいそんな時にも図書館を利用してください。読書や勉強に疲れたら、窓の外に目をやると、そこにはゆったりとした米山の姿や、四季折々の美しい自然が広がり疲れを癒してくれることでしょう。



図書館は、いくら大勢の人間がいても一人一人それぞれの世界にいます。くれぐれも大声でおしゃべりをして、他の人の迷惑にならないように。そして、わからないことがあったら、気軽にスタッフに声をかけてください。

閲覧個人用コーナー



コンピュータ実習室

IT社会の到来で、コンピュータ実習室の役割は益々重要になると同時に、学生諸君の利用方法も高度な利用が要求される時代です。当コンピュータ実習室は自主的な管理で運営されていますので、学生諸君には高いモラルと熟練が必要となります。一人一人がルールを守り、快適な環境を形成してください。なお、ネットワークの利用に関しては、「キャンパスコンピュータネットワーク利用に関するガイドライン」(P74)をよく読んでください。

全員にIDが！

全学生に、入学と同時にIDを交付します。

大学から交付されたIDは、学生個人に与えられた貴重な権利です。権利を行使するために、必要な義務を果たし、快適な環境でコンピュータ実習室を利用してください。

なお、万一ID・パスワードを紛失・忘失した場合は、ネットワーク犯罪等に悪用される場合がありますので、速やかに再発行の手続きをしてください。発行は、翌日(休業日の場合はその翌日)となります。ID・パスワード再発行手数料は500円です。

入退室システム

コンピュータ室への入室は自動入退室システムを設置してあります。管理人フリーで自由に利用できるシステムです。

プリンタの使い方

ネットワークに接続したプリンタが使用できます。使用する場合は、各自が印刷用紙を事前に用意しておいてください。紙詰まりなどのトラブルの際は、マニュアルを参考にしてください。

お知らせはホームページで

学生への諸連絡はホームページで行っています。重要な事柄が掲載されておりますので、常日頃、見る習慣をつけてください。

開室時間

第1コンピュータ実習室	月～金	8:30～20:30
第2コンピュータ実習室	月～金	8:30～18:15
	土	9:00～16:30

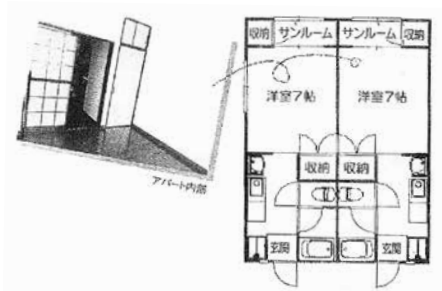
※長期休暇中の利用については、ホームページと掲示で周知します。



大学契約アパート

メゾン・ドエ・パトリア

大学指定宿舎として契約しているため、格安で入居でき安心して生活ができます。原則として入居期間は2年間です。周囲は閑静で、大学路線バス停まで徒歩3～5分、大学まで10分のところに位置しています。



学生食堂・学生ラウンジ

学生食堂には安くてボリュームたっぷりのメニューが用意してあります。自炊生活で栄養のバランスがくずれていませんか。そんな時は大学の食堂で栄養をつけてください。

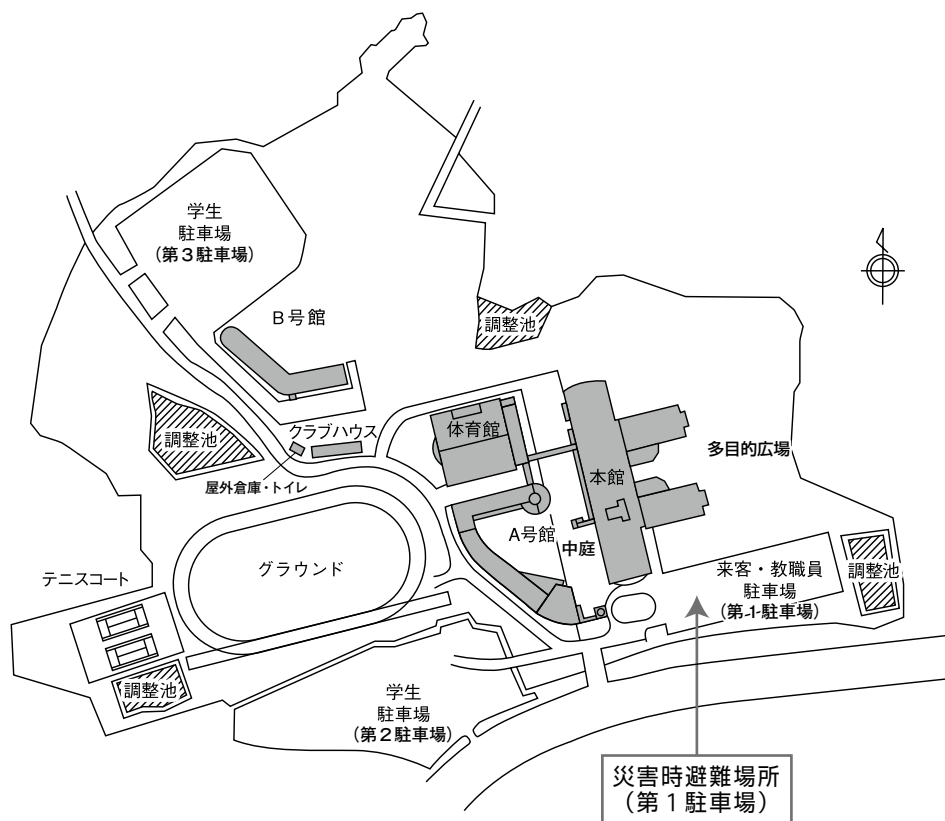
学生ラウンジは、授業の合間や昼休みにゆっくりと過ごすのには最適のスペースです。また、自由にインターネットが利用できる環境を整えています。

利 用 時 間	
学生ラウンジ	8:30～20:30

営 業 時 間	
食 堂	10:30～13:30

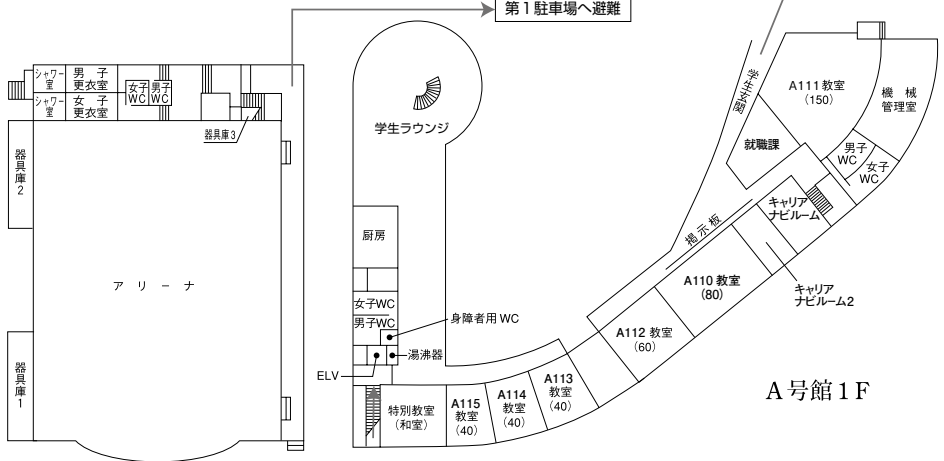
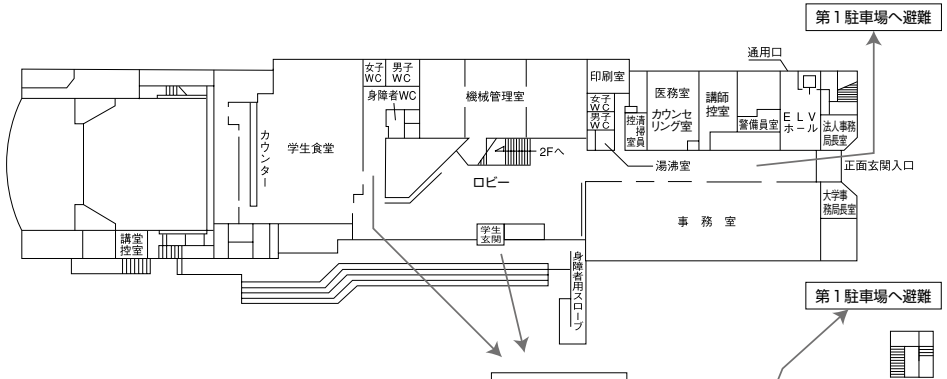
※営業時間等に変更があった場合、掲示板とポータルサイトにて連絡します。

構内案内図（兼 災害時避難経路図）



1F平面図

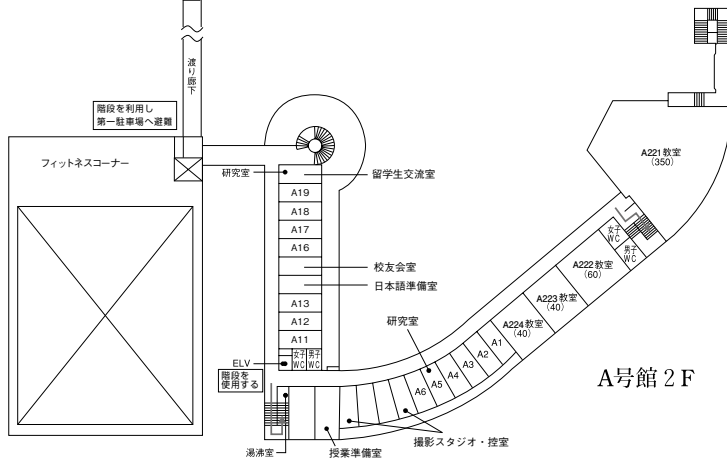
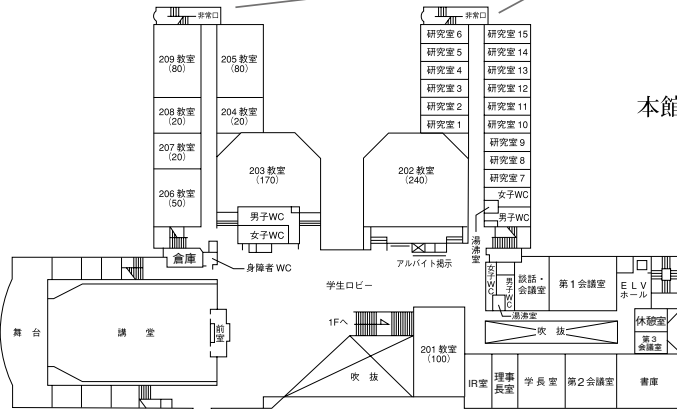
本館 1F



2F平面図

第1駐車場へ避難

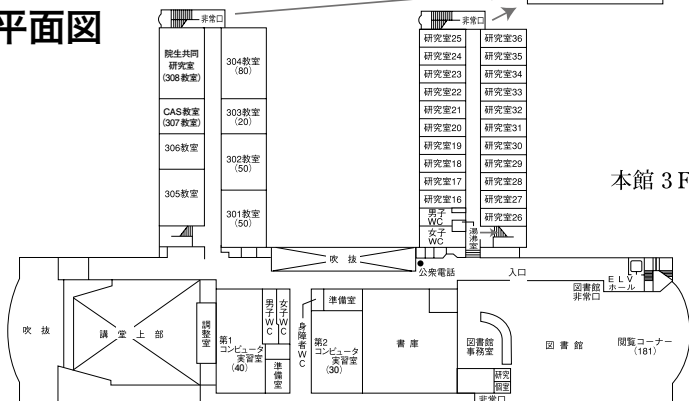
本館 2F



3F平面図

第1駐車場へ避難

本館 3F





課外活動



課外活動団体

充実した学生生活を送るうえで、課外活動に参加することは大きな意義を持ちます。様々な活動や交友関係を通して、協調性・責任感・実行力などが培われ、人間形成に重要な役割を果たすことでしょう。

本学には以下のようなクラブやサークルがあります。興味を抱いたなら是非連絡してみてください。

また、新たにサークルを設立する場合は学務課で手続きをしてください。

学友会・学生行事实行委員会

		活 動 内 容	活 動 実 績
団体名	学友会執行委員会 (学生行事实行委員会)	一緒に大学で Let's Enjoy! 大学でいろいろなことを知りたい！ 人脈を広げたい！ 新しいことにチャレンジしたい！ 地域に貢献したい！	紅葉祭の企画運営 ボランティア クリスマスパーティーの企画運営 2大学共同プロジェクト スポーツ大会 学内イベント運営
会 長	田 中 駿 希	と考えている人は学友会に来てください！ 紅葉祭や学内イベントの企画運営をしたり、地域のイベントやボランティア活動に参加したりしています。	
活動日時 活動場所 (昨年度)	毎週金曜日 16:30～ 203 教室	学友会に興味のある方はぜひ一度来てみてください！	

公認部 運動部

		活 動 内 容	活 動 実 績
団体名	男 子 水 球 部	関東学生リーグ 2 部 優勝 1 部 昇格 日本学生選手権 ベスト 8	中部学生選手権 優勝 日本学生選手権 出場
部 長	春 谷 心 太 朗	マネージャー募集中！	
活動日時 活動場所 (昨年度)	週 6 日 20:00～22:00 柏崎アクアパーク		

公認部 運動部

		活 動 内 容	活 動 実 績
団体名	女 子 水 球 部	インカレ出場 学生リーグで東京女子体育大学に勝つ を目標に日々頑張っています。	学生リーグ 混合チームで出場 6位
部 長	栗 林 陽 華	ブルボン社会人女子選手と、国体・ 日本選手権でのメダル獲得を目指し ています。 選手・マネージャー 大募集!!	日本選手権 ベスト8
活動日時 活動場所 (昨年度)	週 5～6 日 柏崎アクアパーク		
団体名	男 子 卓 球 部	昨年の春頃から 5 ゲームやりきり での試合をする練習をしています。 たまに土・日曜日には、練習試合を 行い、練習することもあります。	春季北信越学生卓球 選手権大会 男子団体1部 4位 男子ダブルス ベスト8 男子シングルス ベスト8
部 長	神 林 輝	平日の練習 1 回で約 5・6 試合を します。 卓球以外にも大学の行事やボラン ティアを部のみんなで行うこともあ ります。	秋季北信越学生卓球 選手権大会 男子団体1部 4位 男子ダブルス ベスト4 男子シングルス ベスト8
活動日時 活動場所 (昨年度)	月～金 15:00～19:00 土 9:00～16:00 場 所 体育館	月 1 回、全体ミーティングを行う こともあります。	
団体名	女 子 卓 球 部	昨年の春頃から 5 ゲームやりきり での試合をする練習をしています。 たまに土・日曜日には、練習試合を 行い、練習することもあります。	春季北信越学生卓球 選手権大会 女子シングルス ベスト8
部 長	新 沢 ほ の か	平日の練習 1 回で約 5・6 試合を します。 卓球以外にも大学の行事やボラン ティアを部のみんなで行うこともあ ります。	夏季北信越学生卓球 選手権大会 女子シングルス ベスト4
活動日時 活動場所 (昨年度)	月～金 15:00～19:00 土 9:00～16:00 場 所 体育館	月 1 回、全体ミーティングを行う こともあります。	

		活 動 内 容	活 動 実 績
団体名	空 手 道 部	昨年までは、選手 3 人で活動していましたが、現在 1 人で活動しています。	北信越大会(個人) 男子形 1位 小川 男子形 2位 川野
部 長	川 野 春 哉	練習メニューは、基本練習や筋トレを行っています、その日ごとに考えたメニューをプラスして行っています。	全国大会(個人)2人出場
活動日時 活動場所 (昨年度)	火～金曜日 16:30～ 曜日毎に異なる 体育館 2Fアリーナ	経験者はもちろん、初心者也大歓迎です。希望があれば体験会等も行いたいと思っています。 一緒に結果を残し、身も心も強くしましょう！	
団体名	ライフセービング部	ライフセービング部では、夏のライフセーバーとしての活動と大会をメインに活動しています。	2024年 6/8～9 全日本ライフセービング種目別選手権大会
部 長	掛 川 航 喜	そのために、日々の練習で体を鍛えいざというときに動ける体づくりを行っています。	2024年 7/13～8/18 ライフセーバー活動 7月中は休日のみ 8月は3、4、7～18日
活動日時 活動場所 (昨年度)	中越スポーツハウス 柏崎アクアパーク 木・金・日 平均 2 時間 授業・バイトに合わせて変更		2024年 9/28～29 全日本学生ライフセービング選手権大会 レスキューチューブレスキュー 7位
			2024年 10/12～14 全日本ライフセービング選手権大会
			2025年 1/27～28 全日本学生ライフセービング選手権大会 ラインスロー 7位
団体名	サ ッ カ ー 部	春～秋は 6:30～8:30 刈羽グラウンド練習	北信越大学サッカー リーグ1部 3位
部 長	藤 本 千 輝	冬は 7:00～8:30 体育館で練習を行っています。	インカレ強化ラウンド 出場(全国大会)
活動日時 活動場所 (昨年度)	月 OFF 火～金 刈羽ピアパーク 火・木・金 6:30～8:30 水 15:30～17:30 土・日 試合 or 練習	サブ活動 SNS、ホームページ、スクール、審判、イベントなどの班に分かれて活動も行っています。	

		活 動 内 容	活 動 実 績
団体名	陸 上 競 技 部	○部キャッチフレーズ ・繋がり 小中学生指導補助、地域社会と繋がる。 ・伸ばし 自己の能力を伸ばす チームワークで成長 ・活かす 自己の目標に向けて挑戦 地域や社会に貢献 地域の誰からもわかってもらえて、愛される競技者であり、地域の応援を力に変えて成長する活動とする。	日本学生陸上競技連盟関係 北信越学生陸上競技対校選手権大会(春) 松本愛美(文3) 100mH 3位 矢代 珀(文1) 走幅跳 3位 赤熊 琴(文1) やり投 5位 橘 伯(文1) 走高跳 6位
部 長	松 本 愛 美	○目標の大会 北信越学生 全日本学生 日本選手権 世界選手権 五輪 ○自己にあった種目で活動 走 短距離 長距離 ハードル走 跳 走幅跳 三段跳 走高跳 棒高跳 投 砲丸投 円盤投 ハンマー投 やり投 ◆部員募集(経験者・初心者もみんなで活動) ◆マネージャー募集(切望!手伝ってもらえる方大歓迎) ◆動作分析・トレーナー・栄養面の専門チーム募集!	北日本学生陸上競技対校選手権大会(夏) 赤熊 琴(文1) やり投 5位 北信越学生陸上競技選手権大会(秋) 松本愛美(文3) 100mH 4位 赤熊 琴(文1) やり投 4位 矢代 珀(文1) 走幅跳 5位 橘 伯(文1) 走高跳 7位
活動日時	平日 16:30~19:00 土日 9:30~12:30 週1日休み		日本陸上競技連盟関係 新潟県陸上競技選手権大会 松本愛美(文3) 100mH 3位
活動場所	柏崎市営陸上競技場 冬季: 体育館 体育館脇走路		北陸陸上競技選手権大会 松本愛美(文3) 100mH 5位
団体名	バスケットボール部	バスケットボール初心者、経験者 どちらも大歓迎です。	
部 長	柳 澤 優 人	気軽に遊びに来てください。	
活動日時	月曜 16:30~		
活動場所	新潟産業大学体育館		
団体名	バドミントン部	ウォーミングアップ 基礎練習	
部 長	西 澤 昌 一	ゲーム	
活動日時	週1回(木曜日)		
活動場所	体育館		
団体名	モンゴル相撲部	新潟県内のイベントなどに参加しています。	
部 長	M A N D A	また、東京・大阪で行われるモンゴル相撲大会に出場します。	
活動日時	特になし		
活動場所			

公認部 文化部

		活 動 内 容	活 動 実 績
団体名	軽 音 楽 部	紅葉祭や文化祭等でライブを行っています！	新潟工科大学 工科大祭 新潟産業大学附属高校 統一祭 新潟産業大学 紅葉祭
部 長	竹 田 干 純		
活動日時 活動場所 (昨年度)	不定期 (16:30～) 軽音楽部部室		
団体名	吹 奏 楽 部	私たち吹奏楽部は現在、 4年生1人 3年生2人 2年生1人 で活動しています。 少人数のため新潟産業大学附属高等学校吹奏楽部、柏崎市吹奏楽団をはじめとした、柏崎市内の吹奏楽の団体と合同演奏をしています。 経験者の方はもちろん、初心者の方でも大歓迎です。 お待ちしております。 なんと昨年度は甲子園にて附属高校の応援をしてきました！！	8月 第106回全国高等学校野球選手権大会 (甲子園) での応援演奏 10月 紅葉祭での演奏 1月 Winter Live 2025 New Year Concert
部 長	平 井 創 大		
活動日時 活動場所 (昨年度)	毎週 月・木曜日 16:30～18:00		
団体名	茶 道 部	茶道部は毎週火曜日（変更の可能性あり）に A 号館の特別教室（和室）で活動しています。 茶道や日本文化に興味のある人はぜひ来てください。抹茶や和菓子も毎回楽しめます。 先生はとても優しくていいのに教えてくださるので、初心者・未経験者の方も安心して来てください。 茶道に関係した資格も取得できるので就活にも役立つかも！！	紅葉祭 お茶会 の他、 刈羽村文化祭 学生交流茶会など 種々の学外活動あり。
部 長	新 部 華 生		
活動日時 活動場所 (昨年度)	毎週 火曜日 15:30～ 特別教室（和室）		

		活 動 内 容	活 動 実 績
団体名	書 道 部	書道部は週 1 回、301 教室で活動しています。 好きな字を書いたり、絵を描いています。 紅葉祭や刈羽村文化祭などの学内や地域から依頼されたイベントにも積極的に参加しています。	みそ西 193 年祭に参加 (2023 年度) 紅葉祭出展 刈羽村文化祭に参加 国際ウィンターフェスタに参加 冬フェスに参加 えんま市に参加 事務局に暑中見舞い配り
部 長	諏 合 京 太		
活動日時 活動場所 (昨年度)	301 教室 毎週水曜日 春学期 15:00～16:00 秋学期 11:30～12:30		
団体名	写 真 部	写真撮影 写真展示 (月 1 回 + 紅葉祭) 写真販売 展示会出展	第67回柏崎市美術展覧会 写真部門 出展
部 長	森 山 明 佳		
活動日時 活動場所 (昨年度)	不定期		
団体名	文 芸 部	現在休部中です。 活動したい方は学務課へ連絡してください。	

サークル

		活 動 内 容	活 動 実 績
団体名	放 送 部	今年度は、毎月第2金曜日に、 柏崎市役所にある FM ピッカラにて 放送を行っています。	他大学の学生を呼んでの コラボ放送
会 長	本 田 翔 大	ラジオ番組は「WHITE BOARD」、 19:00~20:00 の1時間 生放送でお送りしています。	
活動日時 活動場所 (昨年度)	毎月第2金曜日 19:00~20:00 FMピッカラ (柏崎市役所)	自分たちで番組のトークテーマを考 えて放送するため、達成感を多く感 じられ、気がついたら話すのが楽し くなります！	
団体名	新潟産業大学 学 生 消 防 隊	新潟県柏崎市消防団学生消防隊に属し、 ①火災予防および消防団の広報活動 ②防災知識の普及および啓発活動 ③消防に関するイベントへの参加 などを通して、地域防災の意識を高め、 地域防災力に繋げることを目的とする。 本学学生および新潟工科大学、新潟病 院附属看護学校の希望者により構成す る。	・ 普通救命講習の受講 ・ 出初式への参加 ・ 柏崎市地域防災リーダー研修
会 長	磯 川 魁 志	上記学生間の交流を図る。	
活動日時 活動場所 (昨年度)	不定期 学内・柏崎市内 柏崎消防署		
団体名	ボウリング部	ボウリング部は月4回程度活動している部活です。部員数は25人 で通常は駅目の近くにあるPOP BOWL 柏崎にて活動しています。 毎回強制参加というわけではなく、参加自由となっており、自由度 の高い部活になっています。 また、ボウリングだけではなく、新入生歓迎会や忘年会などの食事 会やプロ野球観戦（主に中日戦）、旅行など、学生生活を彩るサー ビスを提供しています。皆様、私たちと一緒にゆったり楽しくボウ リングして、運動不足を解消してみませんか？	毎月第1~3金曜 19:00 毎月第4水曜 放課後より POP BOWL 柏崎にて活動。 2023年6月6日 県営大宮球場（埼玉）にて 中日×西武戦を観戦。 2023年9月9日、10日 東京ドームにて 中日×巨人戦を観戦。 2024年5月18日 横浜スタジアム（神奈川）にて 中日×横浜戦を観戦。 2024年9月16日 東京ドームにて 中日×巨人戦を観戦。 2022年7月9日、10日 2023年7月15日、16日 高柳合宿（堂とカ見る）開催 2024年2月5日~8日 福岡旅行 能古島、太宰府天満宮など観光 2024年10月27日~30日 北海道旅行 札幌、小樽など観光
会 長	今 村 奈 津 希	↓ 2025年度 部活内新入生歓迎会、お出かけ予報 ↓ 5月12日（月） 新入生歓迎会 永岡 ZAO（焼肉） 5月17日（土）もしくは18日（日） プロ野球 中日×巨人戦 東京ドーム 7月5日（土）~6日（日） 高柳合宿（柏崎市内） 7月9日（水）~10日（木） 福島県営あづま球場（福島観光あり） 8月18日（月）~21日（木） 大阪旅行 9月23日（火祝） プロ野球 中日×ヤクルト 神宮球場（東京都） 11月4日（火）~7日（金） 沖縄旅行 翌26年3月2日（月）~5日（木） 卒業旅行 伊勢湾（三重・愛知） ※卒業生以外も参加可	
活動日時 活動場所 (昨年度)	POP BOWL 柏崎 （第1~3金曜 19:00~第4水曜 放課後~） GiGO BOWLノベルサ （2024年10月28日） 横浜スタジアム （2024年5月18日） 北海道各所 （2024年10月27日~30日）		

		活 動 内 容	活 動 実 績
団体名	手 も ん づ ら 部	編みもの、レジン、イラスト、押し活グッズづくりなど活動内容は基本自由！ 学祭への出店や不定期で学内の制作依頼を受けることも。 自分の好きなことを集まったみんなで共有したり、共通の趣味をもつ友達と出会うきっかけにも！ 学年関係なく楽しくお話ししながら趣味時間を一緒に過ごしませんか？	第 36 回紅葉祭出店
部 長	川 上 聖 華		
活動日時 活動場所 (昨年度)	不定期 食堂、 207・208教室		
団体名	ス ポ レ ク	このサークルは「スポーツレクリエーションサークル」です。日時や場所などは随時、部員同士で決めており、アットホームな雰囲気です。 ～サークルの特徴～ ○好きなスポーツを実施できる ○競技志向ではないので楽しめる ○スキマ時間に活用できる 運動不足解消や、やりたいスポーツを仲間と楽しむ場として、ぜひ一度体験参加してみませんか？	
部 長	関 根 こ こ ろ		
活動日時 活動場所 (昨年度)	不定期開催 (週 1 回程度) 体育館、 グラウンド		
団体名	ダ ン ス 部	イベント参加 附属高校のダンス部とコラボして活動予定	
部 長	藤 野 凜		
活動日時 活動場所 (昨年度)	不定期開催 (週 1 回程度) 体育館		



規 程 等



学生の留学に関する規程

制定 平成11年3月11日

(目的)

第1条 この規程は、新潟産業大学学則（以下「学則」という。）第39条に基づき、新潟産業大学（以下「本学」という。）の学生の留学に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で「留学」とは、学則第39条第1項の定めに従い、学長の許可を得て外国の大学で学修することをいい、また「外国の大学」とは、外国における正規の教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育機関をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、次の一に該当する者に適用する。

1. 本学と外国の大学との交流協定に基づいて留学する者（1号留学生）
2. 交流協定校以外の外国の大学に私費で留学する者（2号留学生）
3. 日本国政府若しくは外国政府の奨学金又はこれらに準ずる奨学金で留学する者（3号留学生）

(留学期間)

第4条 留学期間は6ヶ月以上1年以内とし、期間の延長は原則として認めないこととする。

2 前項による留学期間は、学則第39条第2項により在学年数に算入する。

3 当初の予定と異なって、留学期間が6ヶ月に満たなかった者については、この規程は適用しないこととする。

(申請要件)

第5条 留学を申請する者は、留学出発時において本学に1年以上在学している者とする。

(手続)

第6条 留学を希望する者は、次の書類を添えて申請しなければならない。

1. 留学願（本学所定用紙）
2. 留学先大学案内及び入学許可書又は聴講許可書
3. 留学計画書（様式自由）
4. その他本学が指示する書類

(留学許可)

第7条 留学の許可は、経済学部教授会（以下「学部教授会」という。）の議を経て、学長がこれを行う。

(帰国報告)

第8条 所定の留学期間が終了したときは、速やかに帰国し、所定の期日までに次の書類を学長に提出しなければならない。

1. 留学終了届（本学所定用紙）
2. 留学報告書（本学所定用紙）
3. 留学先大学の成績証明書又はこれにかわるべきもの
4. 健康診断書（様式自由）
5. その他本学が指示する書類

(単位認定)

第9条 留学先の大学で修得した単位のうち、学部教授会の議を経て適当と認められたものについては、上限60単位まで、本学の卒業に必要な単位として認定することができる。

2 前項により修得単位の認定を受けようとする者は、所定の「修得単位認定申請書」によって願い出なければならない。

(留学許可の取消)

第10条 次の各号の一に該当するときは、学長は学部教授会の議を経て、留学の許可を取り消すことができる。

1. 留学先の大学における学修の成果があらがないと認められたとき
2. 当初認められた期間を途中で放棄したとき
3. その他、本学学生としての本分に反したとき

(学費)

第11条 この規程に基づいて留学する者の留学期間中の学費は、次のとおりとする。

1. 2号留学生及び3号留学生については、授業料を半額免除する
2. 1号留学生については、交流協定により定めるところによる

(留学者の履修登録の特例)

第12条 留学の始期の属する年度の始めに履修登録した通年授業科目については、留学期間終了後も当該授業科目を継続して履修することができる。

2 継続履修に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第13条 この規程の改正は、学部教授会の議を経て学長が決定する。

附 則 この規程は、平成24年11月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

学生の長期留学に伴う継続履修に関する規程

制定 平成10年11月27日

(目 的)

第1条 この規程は、新潟産業大学（以下「本学」という。）学生が、本学と異なる年度制をとる外国の大学に、本学の年度途中から留学しようとする場合に関し、必要な事項を定める。

2 ここでいう継続履修とは、留学開始年度に履修登録した科目を、留学終了後に継続して履修することをいう。

3 この規程にいう外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育機関をいう。

(留学の資格)

第2条 この規程の適用を受けて留学する学生は、本学に1年以上在学した者でなければならない。

(留学期間)

第3条 留学期間は1年とする。

(継続履修の方法)

第4条 この規程の適用を受けて留学する学生は、外国の大学に留学する年度の始めに履修登録した通年科目に関し、留学直前まで受講し、担当教員の了解を得た上で、帰国後に、その年度の同一担当教員の同一授業科目を継続して履修することができる。ただし、複数の継続履修科目が、時間表上、同一曜日の同一時限に開講されている場合又は担当教員の異動等により履修不可能な場合は、経済学部教授会の議を経て、その代替措置を講ずることができる。

(留学手続)

第5条 この規程の適用を受けて留学する場合は、次の書類を添付し、学長の許可を得なければならない。

1. 留学願（本学所定用紙）
2. 継続履修願（本学所定用紙）
3. 継続履修担当教員承諾書（本学所定用紙）
4. 留学先大学案内、入学許可書又は聴講許可書
5. 留学計画書（様式自由）
6. その他本学が指示する書類

(帰国報告)

第6条 所定の留学期間が終了したときは、速やかに帰国し、次の書類を学長に提出しなければならない。

1. 留学終了届（本学所定用紙）
2. 留学報告書（本学所定用紙）
3. 留学先大学の成績証明書又は修了証
4. 健康診断書（様式自由）
5. その他本学が指示する書類

(単位認定)

第7条 留学先の大学において修得した単位のうち、経済学部教授会の議を経て適当と認められたものについては、60単位を上限として、本学の卒業に必要な単位として認定することができる。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、経済学部教授会の議を経て学長が決定する。

附 則 この規程は、平成24年11月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

キャンパスコンピュータネットワーク 利用に関するガイドライン

制定 平成15年4月1日

新潟産業大学において運用されているキャンパスコンピュータネットワークは、本学の教育・研究及び事務に関する情報処理の円滑化並びに情報通信の促進を図ることを目的としたものであり、当該コンピュータネットワークの利用に関しては、その目的を十分理解したうえで下記の事項を厳守しなければならない。

記

1 利用範囲

- (1) 正課授業（セミナー、実習、試験を含む）
- (2) 専任教員が認めた学生の自主的な研究活動
- (3) 専任の教職員が行う教育、研究、研修及び業務
- (4) 公認の課外活動
- (5) 学生の就職活動
- (6) その他ネットワーク総括責任者が許可した場合

2 禁止事項

- (1) 個人又は団体の営利及び商業的行為
- (2) 特定の政治活動
- (3) 特定の宗教活動
- (4) 特定の団体の宣伝・擁護するような行為
- (5) 法令及び公序良俗に反する行為
- (6) 人権及びプライバシーの侵害
- (7) 差別的な発言や、特定の個人又は団体を誹謗中傷する行為
- (8) 著作権又は版権の侵害
- (9) コンピュータネットワークの円滑な運用を妨げる恐れのある行為
- (10) ウィルス等で情報資源を破壊する行為

3 その他の遵守事項

- (1) コンピュータネットワーク・セキュリティに関して、十分注意しなければならない。
- (2) パスワードの管理を厳重に行うこと。ユーザーIDの貸し借りをしてはならない。
- (3) このガイドラインに示したルールやマナーは、あくまでも基本的なものであり、利用に際して各自充分に注意すること。
- (4) 上記の事項が守られていない場合、直ちに利用の制限や禁止をする。
- (5) 不正利用を発見した場合は、直ちに関係職員に通報すること。
- (6) コンピュータネットワークに接続する機器にはウィルス対策ソフトを導入すること。

学友会会則

制定 昭和63年9月14日

第1章 総 則

- 第1条** 本会は、新潟産業大学学友会（以下「本会」という。）と称する。
- 第2条** 本会は、自治に伴う自由と責任の中で、学生たるにふさわしい自主的、創造的活動の高揚を図り、併せて、会員相互の信頼と友情を基礎に、協力と連帯の精神を育て、常に明朗にして活力ある学生生活の実現を目指すとともに、大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条** 本会は、新潟産業大学の正会員（各学部の全学生）及び特別会員（全教職員）をもって組織し、本部を新潟産業大学内に置く。
- 第4条** 本会の会員は、本会が行うすべての活動に参加する権利を有するとともに、会則その他の規約及び決議事項を遵守し、かつ、本会の健全な発展に協力する義務を負う。
- 第5条** 学友会に会長1名、副会長2名以内を置く。
- 2 会長及び副会長は、全正会員の選挙により、これを選出する。
 - 3 会長及び副会長に立候補する者は、次期2年生以上に属する学生でなければならない。
 - 4 会長及び副会長の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1力年とする。

第2章 機 関

第1節 学 生 総 会

- 第6条** 学生総会は、全正会員をもって構成する本会の最高議決機関である。
- 第7条** 学生総会は、定例会と臨時総会とする。
- 2 定例会は、毎年度の春学期に開催する。
 - 3 次の各号の一に該当するときは、臨時総会を開催しなければならない。
 - 1 評議委員会の決議により開催の要求があったとき
 - 2 執行委員会が必要と認めたとき
 - 3 全正会員の10分の1以上の連署による開催の要求があったとき
- 第8条** 学生総会は、学友会会長がこれを招集する。
- 2 学生総会の招集日時及び議題は、7日前に公示しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 第9条** 学生総会に議長、副議長及び書記各1名を置く。
- 2 議長及び副議長は、全正会員の選挙により、これを選出する。
 - 3 議長及び副議長に立候補する者は、次期2年生以上に属する学生でなければならない。
 - 4 書記は、議長がこれを指名する。
 - 5 議長、副議長及び書記の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1力年とする。
- 第10条** 学生総会は、全正会員の5分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席会員の過半数をもって決する。
- 2 学生総会に欠席する者が委任状を提出しない場合はこれを認めない。
- 第11条** 次の事項は、学生総会の議決を経なければならない。
- 1 予算案及び決議書の承認
 - 2 会則及び細則の改正
 - 3 全正会員の10分の1以上連署による要求に基づく事項
 - 4 その他学生総会において、学生総会の議決を経るべきものと認めた事項
- 第12条** 学生総会が、同一議題につき2度にわたり流会となった場合、前条第1号及び第2号に関しては、評議委員会における3分の2以上の議決をもって学生総会の議決に代えることができる。ただし、議決の結果については、次回の学生総会で報告されなければならない。

第2節 評 議 委 員 会

第13条 評議委員会は、特別会員によって選出された委員で構成する。

第14条 評議委員会は、次の事項を審議し、議決する。

1. 執行委員会が学生総会に提出する議題
2. 評議委員より提案された重要な議題
3. 執行委員会から、相当の理由があつて、審議を要請された議題
4. その他学友会運営に関わる重要な問題

第15条 評議委員会は、評議委員長がこれを招集する。

第16条 評議委員会は委員長、副委員長及び書記各1名と若干名の委員をもって構成する。

2 評議委員会の委員長及び副委員長は、学長の任命により、これを選出する。

3 書記及び委員は、委員長がこれを指名する。

第17条 評議委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1力年とする。

第18条 評議委員会は、全評議委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席評議委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合、委員長の決するところによる。

第19条 評議委員会は、必要に応じて、会議に、評議委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。ただし、議決権を有しない。

第3節 執 行 委 員 会

第20条 執行委員会は、本会の会務を行う本会の最高執行機関である。

第21条 執行委員会は、次の者をもって構成する。

1. 執行委員長
2. 副執行委員長
3. 書記長
4. 会計長
5. 執行委員(各部担当)

第22条 執行委員会に、次の各部を置くことができる。

1. 総務部
2. 情宣部
3. 会計部
4. 渉外部
5. その他必要と認められる部

第23条 執行委員長には、学友会会長があたり、副執行委員長には、学友会 副会長がこれにあたる。

2 書記長、会計長、その他の執行委員は、執行委員長が任命して、執行委員会を編成する。

3 執行委員長が編成を完了したときは、執行委員長は、遅滞なく、評議委員会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

第24条 執行委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1力年とする。ただし、再任を妨げない。

第25条 執行委員長は、本会を代表し、執行委員会を総括する。

2 副執行委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときは、委員長の職務を代行する。

第26条 執行委員会は、原則として、週に1回定例委員会を開催し、また、執行委員長が必要と認めたときは、随時、開催するものとする。

2 執行委員会は、執行委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

第4節 予 算 委 員 会

第27条 執行委員会は、予算原案を作成し、これを予算委員会に提出して、その審議を経なければならない。

第28条 予算委員会は、次の者を委員として構成する。

1. 執行委員長及び副執行委員長
2. 学生総会議長及び副議長
3. 書記長
4. 選挙管理委員長
5. 会計監査委員長
6. 公認部・サークル代表者
7. 執行委員会会計長

第29条 予算委員会は、執行委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

第30条 予算委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 第31条** 予算委員会で承認された予算案は、その後、評議委員会の審議に付さなければならない。
- 2 評議委員会が、予算案につき、修正可決したときは、評議委員会の修正案につき、予算委員会は、再度、審議しなければならない。
- 3 前項による審議の結果、予算委員会で可決承認した予算案は、その後の評議委員会において、これを修正し、又は否決することはできない。

第5節 会計監査委員会

- 第32条** 会計監査委員会は、本会の会計監査を行う。
- 第33条** 会計監査委員会は、2名以上5名以内の委員をもって構成し、学友会会長によって任命された会計監査委員長が、他の会計監査委員を人選し、かつ、任命して、会計監査委員会を編成する。
- 2 会計監査委員長は、前項の人選をするにあたり、事前に執行委員長の意見を徴さなければならない。
- 3 会計監査委員会が編成を完了したときは、会計監査委員長は、遅滞なく、執行委員会及び評議委員会に報告し、執行委員長は、これを公示しなければならない。
- 第34条** 会計監査委員は、本会のすべての機関、組織及び団体の役員、委員又は責任者を兼ねることはできない。ただし、課外活動サークルの部長等に就任することは妨げない。
- 第35条** 会計監査委員会は、本会のすべての機関、組織及び団体に対して、会計書類の提出を求めることができ、また、必要あるときは、備品等の物品検査を行うことができる。
- 2 前項による書類提出を求められた機関等は、5日以内に当該書類の提出をしなければならない。
- 第36条** 会計監査委員会は、監査の結果を執行委員会に提出し、執行委員会の審議後、評議委員会に提出し、評議委員会の審議後、学生総会にて報告しなければならない。
- 第37条** 会計監査委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1カ年とする。ただし、1回限りの再任を妨げない。

第6節 選挙管理委員会

- 第38条** 選挙管理委員会は、次の業務を行う。
1. 本会会則に定められた選挙に関する事務
 2. 本会会則に定められた連署の確認事務
 3. 本会会則により選挙管理委員会の所管とされた事務
 4. 学生総会の決議をもって特に委嘱された事務
- 第39条** 選挙管理委員会は、2名以上5名以内の委員をもって構成し、学友会会長によって任命された選挙管理委員長が、他の選挙管理委員を人選し、かつ、任命して、選挙管理委員会を編成する。
- 2 選挙管理委員長は、前項の人選をするにあたり、事前に執行委員長の意見を徴さなければならない。
- 3 選挙管理委員会が編成を完了したときは、選挙管理委員長は、遅滞なく、執行委員会及び評議委員会に報告し、執行委員長は、これを公示しなければならない。
- 第40条** 選挙管理委員は、本会のすべての機関、組織及び団体の役員、委員又は責任者を兼ねることはできない。ただし、常設でない機関の役員、委員及び課外活動サークルの部長等に就任することは妨げない。
- 第41条** 選挙管理委員は、選挙管理委員会が所管する選挙に関し、自らが当該選挙の候補者となる場合は、選挙管理委員を辞任しなければならない。
- 第42条** 選挙管理委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1カ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第43条** 選挙及び選挙管理委員会につき必要な事項は「選挙及び選挙管理委員会細則」に定める。

第7節 学生行事実行委員会

第44条 学生行事実行委員会は、大学祭その他の全学的学生行事に関し、その企画、運営等を検討し、学生行事を有効かつ円滑に実施することを目的とする。

第45条 学生行事実行委員会は、次の者を委員として構成する。

1. 学生行事実行委員長
2. 同副委員長
3. 会計長
4. 実行委員

第46条 学生行事実行委員会は、学生行事実行委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

第47条 学生行事実行委員会は、執行委員長があたり、同副委員長には、執行委員副会長がこれにあたる。

2. 書記長・会計長には執行委員会書記長・会計長があたる。

3. 実行委員は、委員長が人選し、かつ、任命し学生行事実行委員会を編成する。

第48条 学生行事実行委員の任期は、4月1日から翌年3月末日までの1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

第8節 中央連絡協議会

第49条 中央連絡協議会は、本会のすべての機関、組織及び団体が、相互に連絡を密にして理解と信頼を深め、かつ、全体の調和を確認し、協調・協力関係の一層の増進を図るための協議機関である。

第50条 中央連絡協議会は、次の者を委員として構成する。

1. 学友会会長（執行委員長）、同会副会長（副執行委員長）、同書記長
2. 学生総会議長、同会副議長
3. 評議委員長
4. 選挙管理委員長
5. 会計監査委員長
6. 各公認部・サークル代表者

第51条 中央連絡協議会は、学友会会長がこれを招集し、かつ、会議の議長となる。

第3章 学 生 団 体

第52条 本学において課外活動を行う学生団体は、すべて本会に所属するクラブ（部）・同好会・その他のサークル（以下「課外活動サークル」という。）として取り扱われる。

第53条 課外活動サークルは、「部活動・サークル細則」を遵守して活動しなければならない。

第54条 課外活動サークルの設立基準、運営責任等につき必要な事項は「部活動・サークル細則」に定める。

第4章 会 計

第55条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

第56条 本会の経費は、入会金、会費、事業利益、寄附金及び前年度繰越金その他の収入をもってこれに充てる。

第57条 本会の経費は、予算の範囲内において、会計（執行委員会）を通して支出するものとする。

第58条 本会の正会員は、次の会費等を納入しなければならない。

入会金：2,000円 年会費：13,000円

- 2 前項の会費等の徴収事務は、大学当局に委託して行い、新入生を除く会員は毎年4月の学納金納入の際に、新入生は入学時の学納金納入の際に納入しなければならない。また、会費の金額も諸般の事情に伴い、変更もあり得る。

第5章 雑 則

第59条 各機関及びこの会則に基づき設置される委員会は、必要あるときは、この会則に反しない限りにおいて、別に細則又は内規を定めることができる。

第60条 卒業することなく原級に留まったいわゆる卒業延期生は、理由のいかんを問わず、本会のすべての機関、組織及び団体の役員、委員又は責任者となることができない。ただし、課外活動サークルの部長等に就任することは妨げない。

第6章 改 正

第61条 この会則の改正は、執行委員会が発議し、評議委員会の議決を経たのち、学生総会において3分の2以上の議決をもって行う。

附 則

この会則は、昭和63年9月14日より施行する。

附 則

この会則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

部活動・サークル細則

第1章 設 立 基 準

第1条 新設団体を設立する場合、次の各号の書類を本学学務課に提出する。

1. 学生団体結成願（顧問の氏名、印鑑必要）
2. 団体規約
3. 年間活動計画
4. 団員名簿

第2条 顧問は、本学教職員に限る。

第3条 新設団体設立には、本学学生5名以上が団員となること。

第4条 設立許可の可否は、本学学生委員長により決定する。

第5条 第1条2項の団体規約には、名称・活動目的及び内容・加入条件を必ず記載すること。

第6条 許可のおりた新設団体は、サークルとして1年以上活動し、活動実績を残した後、学友会執行委員会へ昇格の申請をし、学生委員会の承認を得られたのち公認部へ昇格することができる。公認部へ昇格する際、団体規約を再編したものと及び公認部昇格願を学務課へ提出しなければならない。

第2章 公 認 部 基 準

第7条 結成後1年以上活動し、活動実績を残しているサークルであること。

第8条 月3回以上の活動日を定めて活動をしなければならない。

第9条 次の基準を満たしていること。

日本学生連盟またはそれに準ずるものに加盟していること。もしくは、学園祭でイベントを主催し、それを含め学内外で年2回以上イベントへの参加、もしくは主催すること。

また、全公認部は大会等の事情が無い限り、学園祭の準備と片付けに協力すること。

第10条 部費を徴収していること。部活ごとの年間徴収額は活動費の1割以上であること。

第11条 第7条から第10条を満たす部活動は、年度初めに学務課及び学友会執行委員会に以下の書類を提出しなければならない。

1. 部員名簿（学務課）
2. 年間活動予定書（学務課）
3. 活動費申請書（学友会執行委員会）

※第7条から第10条を2年以上満たさない公認部はサークルに降格とする。

但し、部員がいなくなった場合は休部とする。

また、2年以上休部期間の続いた部活動は、サークルへ降格する。

第12条 外部指導者基準

1. 外部指導者は各強化指定部、最大2人までとする。但し、男女で部活動が分かれている場合は、最大4人までとする。
2. その他の公認部は、最大1人とする。
3. 学友会執行委員会と相談し、必要と判断された場合にその限りではない。

第3章 活 動 費 基 準

第13条 公認部は活動費を予算折衝期間に限り学友会執行委員会に請求する権利がある。

第14条 活動費は個人的な物品や消耗品には支給しない。

第15条 活動費を以下のように区分する。

1. 一般活動費
2. 備品費

第16条 活動費の支給額は、強化指定部を上限10万円、その他公認部を上限5万円とする。

第17条 公認部代表者は予算額を学生総会前の予算折衝期間で決定しなければならない。第11条に定められた書類の提出及び予算折衝を行わなかった場合、活動費は支給しない。

第18条 一般活動費は、第19条備品費基準に満たない物品や消耗品に支給する。

第19条 備品費は以下の基準を満たすものに限り支給する。

備品の基準は単価1万円以上の物品かつ1年以上の耐用年数があり、万一の場合修繕が必要となるもの。

また、購入した備品は学友会執行委員会の所有物として扱うが、各公認部が責任を持ち管理すること。

第20条 活動予備費は以下のように区分する。

1. 修繕費又は新規買い替え費
2. 運搬費

第21条 第20条1項において、各公認部は修理する場合の見積書及び買い替えた場合の見積書2枚を学友会執行委員会に提出し、学友会執行委員会と相談の上修理または買い替えが妥当と認められた場合に支給する。

原則、支給額の上限は、部活動ごとに年間5万円以内とし、備品1つあたり半額（但し、上限3万円）支給する。

第22条 第20条2項において、大会等でやむを得ず物品を運び別途費用がかかる場合、学友会執行委員会が必要と認めた場合に限り運搬費を半額支給する。その際は運搬の10日前までに運搬内容及びそれに係る書類を学友会執行委員会へ提出しなければならない。

第4章 運動部 部活動費基準

第23条 連盟加盟費は、日本学生連盟及びこれと同様以上の団体登録料に限り全額支給する。

第24条 施設利用費は、7割支給する。

第25条 大会参加費は全国大会、北信越大会等のエントリー費を半額支給する。

第26条 遠征費は、宿泊費及び交通費に支給する。支給額は別表1に定める。

第27条 遠征費の補助は登録選手に限り、マネージャーや監督等には支給しない。

第28条 北信越大会などの地区大会及び全国大会に参加した際は、遠征費を請求できる権利を持つ。但し、遠征費及び交通費の申請は、大会終了後1ヶ月以内に申請すること。期限を過ぎたものは支給しない。

第29条 交通費は公共交通機関で領収書が発行されるものを原則とする。但し、その他交通機関を使わなければならない場合は学友会執行委員会の判断で補助する。

第5章 文化部 部活動費基準

第30条 県や市区町村・教育委員会等の主催する展覧会の出展費を半額支給する。

第31条 学外で土地や建物を借り活動をする必要がある場合、その賃借料を半額支給する。その際は、賃借の10日前までに内容及びそれに関わる書類を学友会執行委員会に提出しなければならない。但し、学友会執行委員会と相談し必要と判断された場合に支給する。

第6章 サークル基準

第32条 年間の活動は、結成時に学務課へ提出した団体規約に沿って行動すること。

第33条 サークルは、年度初めに学務課に以下の書類を提出しなければならない。

1. 部員名簿（学務課）
2. 年間活動予定書（学務課）

第7章 雑 則

第34条 支給金額に小数点以下の端数が発生した場合、小数点以下は切り捨てとする。

第35条 予算の請求に関しては領収書、予算折衝に関しては見積書、あるいはそれらに準ずるものが無い場合は無効とする。

第36条 第13条から第35条の事項に適合しないことに関しては、学友会執行委員会会長及び同会計が判断する。

附 則

この細則は平成30年度7月1日から施行する。

附 則

この細則は令和5年度4月1日から施行する。

附 則

この細則は令和6年度4月1日から施行する。

【別表 1】

遠征費の支給割合

大会区分	宿泊費	交通費
全国	4 割（但し、5 泊まで 1 人 1 泊 4,000 円が上限）	4 割
地区（北信越など）	2 割（但し、2 泊まで 1 人 1 泊 4,000 円が上限）	2 割

活動費 ・ 一般活動費 ・ 備品費	活動予備費 ・ 修繕又は新規買い替え費 ・ 運搬費
-------------------------	---------------------------------

年 譜

昭和22年	6月	参議院議員下條恭兵氏、柏崎専門学校創立
25年	4月	学制改革により、柏崎短期大学設立認可・開校
26年	8月	柏崎市議会に市立移管の請願書提出
33年	4月	新潟短期大学と改称、附属高等学校併設
37年	10月	新潟短期大学安田校舎へ移転
60年	11月	新潟産業大学設置期成同盟会発足
62年	12月	新潟産業大学設置認可
63年	4月	新潟産業大学設立（短期大学を改組） 軽井川の地に校舎竣工
63年	4月	新潟産業大学開学
平成元年	5月	中国・ハルビン師範大学との教育研究の国際交流に関する協定締結
5年	2月	中国・黒龍江大学との間に学术交流協定を締結
6年	3月	本館棟校舎に加えてA号館完成
6年	4月	新潟産業大学人文学部開設
7年	10月	韓国・慶北産業大学校（現 慶一大学校）との間に国際交流協定を締結
8年	3月	台湾・国立成功大学文學院と本学人文学部との国際交流に関する協定を締結
9年	10月	学園創立50周年・大学開学10周年記念式典
12年	1月	新潟工科大学との単位互換協定を締結
14年	1月	新潟大学・新潟経営大学との単位互換協定を締結
14年	3月	長岡技術科学大学との間に単位互換協定を締結
14年	11月	新潟国際情報大学情報文化学部との間に単位互換協定を締結
15年	8月	校舎B号館完成
16年	4月	新潟産業大学経済学部産業学科開設
16年	4月	新潟産業大学大学院経済学研究科（修士課程）経済分析・ビジネス専攻開設
16年	4月	人文学部環日本海文化学科を人文学部地域文化学科と改称
16年	10月	中越大地震発生（激甚災害）校舎一部損壊
17年	4月	経済学部経済学科に教職課程（中学社会・高校公民）を設置
18年	4月	経済学部経済学科を経済学部経済経営学科と改称
18年	4月	経済学部産業学科を産業システム学部産業学科に組織変更
18年	4月	経済学部国際コミュニケーションビジネス学科開設
18年	4月	人文学部地域文化学科募集停止
19年	4月	学芸員課程を設置
19年	7月	新潟県中越沖地震（局地激甚災害） 学生寮シーサイドハウス及び国際交流会館くじらなみ荘は全壊取壊し、校舎施設 設備も被害甚大。復旧を急ぎ学事日程どおり秋学期授業開始。
20年	10月	学園創立60周年・大学開学20周年記念式典
20年	11月	中国集美大学と学术交流協定を締結
21年	4月	経済学部国際コミュニケーションビジネス学科を経済学部文化経済学科に改組
21年	4月	産業システム学部産業学科募集停止
21年	5月	柏崎市・新潟工科大学との連携協定締結
22年	4月	新潟産業大学大学院経済学研究科に教職課程（中学社会・高校公民）を設置
25年	5月	台湾明道大学と交流基本協定を締結
26年	6月	モンゴル文化教育大学と交流基本協定を締結
26年	11月	柏崎市長に「新潟産業大学の公立大学法人化」の要望書提出
27年	3月	刈羽村・新潟工科大学との包括連携協定締結
27年	7月	大正大学との大学間連携協定締結
27年	9月	柏崎商工会議所・新潟工科大学との包括連携協定締結
27年	9月	新潟工科大学との連携協定締結
29年	6月	柏崎信用金庫との連携協定締結
29年	8月	台湾唯心聖教學院と交流基本協定を締結
30年	8月	株式会社ウィザスと業務提携
令和3年	4月	経済学部経済経営学科に通信教育課程設置
5年	11月	岡山瀬戸内学園との連携協定締結
5年	11月	韓国 東新大学との連携協定締結
令和7年	1月	中国広東外語外資大学との連携協定締結



新潟産業大学校歌

眞澄 輪 箕 作詞
敏郎 篤 作曲

一

若き瞳に ふり仰ぐ
銀峰米山 さんさんと
萌黄の風も さわやかに
スリー・ブルーの 旗ひるがえる
創造かざす 学び舎よ
産大 産大 わが新潟産大

二

若き生命に こたまする
遠き潮騒 ようようと
紺青の海 あざやかに
スリー・ブルーの 波うちよせる
情熱翔る 学び舎よ
産大 産大 わが新潟産大

三

若き季節を いま四年
春の丘辺に 友と笑み
秋の野末に 友と泣く
スリー・ブルーの 夢よみがえる
頌歌は永遠に 学び舎よ
産大 産大 わが新潟産大

1. わか き ひ と み に ふ ー り ー あ お
ぐ ぎ ん ぼう よ ね や ま さ ー ん ー さ ん
と も え ぎ の か ぜ も さ わ や か
に ス リ ー ブ ル ー の は た ひ る が え
る そう ぞ お か ざ す ま ー な び や ー
よ さ ん だ い さ ん だ い わ が に い が た さ ん
1. 2. 3.
だ い わ か だ い
だ い わ か

柏崎市内主要機関一覧

以下に柏崎市内の主要箇所（官公署、公共施設等）のリストを掲載します。
これからの生活に役立つ情報ですので、ぜひ活用してください。

名 称	住 所	電 話 番 号	備 考
柏 崎 市 役 所	柏崎市日石町2-1	23-5111 21-2200	代表 市民課
市 民 プ ラ ザ	柏崎市東本町1-3-24	20-7500	学 習 ・ 交 流 プ ラ ザ
柏崎市産業文化会館	柏崎市駅前2-2-45	24-7633	
ソフィアセンター	柏崎市学校町2-47	22-2928	柏 崎 市 立 図 書 館
柏崎市総合体育館	柏崎市半田1-4	21-3751	
恩 田 ク リ ニ ッ ク	柏崎市東本町1-8-54	21-6788	校 医
柏崎市健康管理センター	柏崎市栄町18-7	23-1463	休日急患診療（歯科）
柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	23-2165	救急指定病院 夜間・休日急患診療（内科）
柏 崎 中 央 病 院	柏崎市駅前2-1-25	23-6254	救 急 指 定 病 院
新 潟 病 院	柏崎市赤坂町3-52	22-2126	救 急 指 定 病 院
柏 崎 駅	柏崎市駅前1-1-10	22-2256	
越後交通(株)柏崎営業所	柏崎市扇町4-75	23-5250 23-2212	駅前案内所
柏 崎 郵 便 局	柏崎市駅前1-5-11	22-2200	
柏崎市上下水道局	柏崎市鏡町1-11	32-8611	
北 陸 ガ ス（株）	柏崎市藤井2098-5	電話(ナビダイヤル) 0570-025-880	
東北電力柏崎営業所	柏崎市東本町2-3-20	0120-175-266	
柏 崎 警 察 署	柏崎市日吉町5-1	21-0110	
柏 崎 消 防 署	柏崎市三和町8-51	24-1500	
柏崎地区交通センター	柏崎市日吉町6-15	23-3256	免許の更新（初回更新は運転 免許センターで行うこと）
柏 崎 自 動 車 学 校	柏崎市茨目1-9-10	22-5121	在 学 生 特 別 割 引 あ り
柏崎市文化会館アルフォーレ	柏崎市日石町4-32	21-0010	
柏 崎 交 通	柏崎市東本町3-1-37	0120-805-818	
コ ス モ タ ク シ ー	柏崎市扇町4-39	0120-099-227	
大 和 タ ク シ ー	柏崎市茨目3-1-40	0120-044-142	

※柏崎市の市外局番は **0257** です。



柏崎市内医療機関マップ一覧

https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/kenko_fukushi_kaigo/kenko_iryoku/chiikiiryo/12711.html

柏崎市 HP【保存版】医療・介護ガイドブック より抜粋

波動—学問の伝承と文化の伝播

新潟産業大学のカラーは「青」。
青は「海」「空」「朝」をあらわします。
これらに共通するのは「広がり」です。
大きな海原に、澄んだ空に、さわやかな
朝に、わたしたちの未来が広がります。

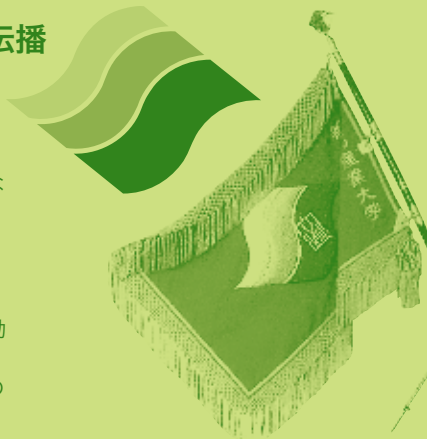
Study (勉学)

Society (地域社会)

Service (貢献)

3つのSが一つになって、あらたな波動
が生まれます。

青く透き通った心こそが新潟産業大学の
スピリット (Spirit) です。



新潟産業大学マスコットキャラクター「サンチャッカル」



デザインは、本学が立地する柏崎市をイメージさせる「海」、明るさ、親しみやすさ、世界へはばたく人材の育成などの観点から製作しました。

ネーミングは、2005年度に公募し、応募総数401作品の中から「サンチャッカル」に決定しました。

「サンチャッカル」は、新潟産業大学の「サン」と「チャイカ」(ロシア語でカモメ)のチャと「カルメギ」(朝鮮語でカモメ)のカルを足したものです。その言葉の響きやユニークさ、国際色豊かであることから選考されました。

大学事務局

大学大代表・総務課 0257-24-6655

地域連携センター事務室 学務課
(教務関連) 0257-24-8436

0257-24-8441 (学生生活関連) 0257-24-6402

入試課 0257-24-4901 就職課 0257-24-8437

学生募集広報部 0257-24-4901 図書館 0257-24-8435

学生生活の手引き

2025年4月1日発行



編集・発行 / 新潟産業大学

新潟県柏崎市軽井川4730番地

<https://www.nsu.ac.jp>

